

平成22年9月7日（火曜日）午前10時15分開議

本日の会議に付した案件

認定第1号 平成21年度久慈市一般会計歳入歳出
決算

出席委員（23名）

1 番 梶 谷 武 由君 2 番 山 田 光君
3 番 上 山 昭 彦君 4 番 泉 川 博 明君
5 番 木ノ下 祐 治君 6 番 藤 島 文 男君
7 番 砂 川 利 男君 8 番 畑 中 勇 吉君
9 番 小 倉 建 一君 10 番 山 口 健 一君
11 番 中 平 浩 志君 12 番 澤 里 富 雄君
14 番 桑 田 鉄 男君 15 番 堀 崎 松 男君
16 番 大久保 隆 實君 17 番 小野寺 勝 也君
18 番 城 内 仲 悦君 19 番 下斗米 一 男君
20 番 中 塚 佳 男君 21 番 下 舘 祥 二君
22 番 大 沢 俊 光君 23 番 濱 欠 明 宏君
25 番 高屋敷 英 則君

欠席委員（1名）

13 番 佐々木 栄 幸君

事務局職員出席者

事務局 局長 根井 元 事務局次長 中務 秀雄
庶務グループ 外谷 隆司 議事グループ 眞角 泰光
総括主査 総括主査
主 事 長 内 紳 悟

説明のための出席者

市 長 山内 隆文君 副 市 長 外舘 正敏君
副 市 長 末崎 順一君 総 務 部 長 菅原 慶一君
総合政策部長 大湊 清信君 総合政策部部長 菊池 修一君
市民生活部長 中居 正剛君 健康福祉部長 野田口 茂君
農林水産部長 村上 章君 産業振興部長 下舘 満吉君
建 設 部 長 晴山 聡君 山形総合支所長 田老 雄一君
会 計 管 理 者 久慈 正俊君 教 育 長 亀田 公明君
教 育 次 長 宇部 辰喜君 監 査 委 員 石渡 高雄君
農 業 委 員 会 長 荒澤 光一君

その他関係課長等

午前10時15分 開会・開議

○委員長（中塚佳男君） ただいまから決算特別委員会を開きます。

本委員会に付託された議案は、平成21年度各会計決算であります。

この際、議案の審査日程及び審査方法についてお諮りいたします。

議案の審査日程は、本日及び8日の2日間とし、審査の方法は、認定第1号の一般会計については、歳入歳出別款ごとに質疑を行い、その質疑終了後に財産に関する調書について説明を受け、質疑を行うことといたしたいと思っております。次に、認定第2号及び認定第4号から認定第9号までの各特別会計については、歳入歳出ごとに、認定第3号の国民健康保険特別会計は勘定ごと、歳入歳出別に質疑を行うこととし、認定第10号の水道事業会計については、一括して質疑を行うことといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、各委員にお願いいたします。質疑の際は、ページ及び項目等を示して行い、簡潔にお願いいたします。

認定第1号 平成21年度久慈市一般会計歳入歳出決算

○委員長（中塚佳男君） それでは、付託議案の審査に入ります。認定第1号「平成21年度久慈市一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、1款市税、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 17ページですが、市税の収納率が90%を割りましたね。意見書を見ますと全体では20年度は90.13から21年度89.88に下がっております。その中で特に市民税の収入済額も20年度から比べると1億2,100万減って7.8%の減だという状況にあります。たしか、市民税の税率といいますか、所得税との関係の中で市民税が今、かなり高く負担が増えていますね、市民の。その関係でこうなっているのか。いわゆる給料計算していても10万ちょっとの給料の方で毎月5,000円とか6,000円とか、いわゆる特別徴収の関係で私は知っているんですが、そういった傾向があつて、非常に収入に対する税額が非常に大きくなったなあと感じるんですが、その影響でこうふうな状況になってきているのか。いわゆる市民の収入に対する税の負担

率が、負担が非常に増えてきている状況でないのかというふうに思うんですが、その点、どうこの状況について判断しているのか、お聞かせください。

○委員長（中塚佳男君） 及川収納対策課長。

○収納対策課長（及川忠則君） 市民の給料に対する負担割合、税負担の割合が増えているのではないかといいはるんですけども、委員おっしゃるとおり所得税から住民税への税源移譲という形で負担が増しているものととらえております。

今、お話のありました収入済額が減少しているという部分については調定額におきましても前年度を下回っておりますので、収納率そのものも若干下回っているんですけども、こういう結果となっておりますのでございます。

○委員長（中塚佳男君） 澤口税務課長。

○税務課長（澤口道夫君） 所得税とそれから住民税の税率のお話でしたが、住民税のいわゆる税源移譲につきましては平成19年度から行われておまして、平成20年、それから平成21年度につきましてはもう定着しているものというふうに思っております。

そのほかに、収納対策課長のほうから調定額そのものの減少もございましたが、現年課税分で申し上げますと、市民税につきましては個人の市民税で約5,300万ほどの調定の減、現年課税分となっております。これは主に納税義務者数の減でありますとか、あるいは給料所得の減というふうなことが影響しているものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 確かにその市民税の税率については、いわゆる条例で市が一定の判断できる状況があったに聞くわけですが、その辺でいわゆる所得税と市民税の税源移譲の関係の中で、やっぱり異常に市民税の負担が多くなっているという状況が私はあるというふう思うわけですが、その軽減する方法とか、対策が取れないのかどうか。とるべきだと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（中塚佳男君） 中居市民生活部長。

○市民生活部長（中居正剛君） 先ほどの質問で所得税が減になって、市民税が増になるという形で税額としては負担分については同一ということでございます

ので、その点についてはご理解をいただきたいと思ます。

○委員長（中塚佳男君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 17ページ、市民税にかかわる部分ですが、ふるさと納税、これにかかわって久慈市民で他の市町村に寄附を行った場合に、久慈市に納める市民税がその分減るということになるわけですが、その減額の状況というのはどのようになっているか、金額がわかるのであれば金額をお願いします。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 澤口税務課長。

○税務課長（澤口道夫君） ふるさと納税、いわゆる寄附金のことでございますが、久慈市民がよその市町村に寄附をして、その領収書を持って確定申告すると、5,000円を超える部分が税額から控除されるというふうな仕組みでございますが、21年度につきましては該当者はございませんでした。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 収納率が下がっておるんですが、平成20年度と比較して催告書送付の件数がどうだったのかなというふうな気がするんですが。比較件数と、それから、2点目は滞納整理機構へ回すということで、以前には収納効果があったというふうな報告されておりますけれども、ことしのその文書の発送の通数と、それから、それに対するその取り組みでの効果、金額等はどうだったのか、お伺いしたいと思います。

それから、固定資産税の滞納繰越分ですか、この分の収納率は上がっている、改善されているというふうに見るんですが、この取り組みはどうだったのか。この辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（中塚佳男君） 及川収納対策課長。

○収納対策課長（及川忠則君） それでは、お答えいたします。

催告書の送付件数ということですが、20年度は1万ちょっとの送付をいたしまして、21年度では9,000弱となっております。ただ、その内容につきましては、昨年度7月に市の広報のほうへ滞納整理機構関係の記事を掲載いたしまして、その後一斉催告という形で1,300通ほど滞納整理機構への移管予告書という形で送付して、内容をより重いといいますか、一般の催告からさらに進んだものを送付しているところ

でございます。

あと、機構への移管の関係ですけれども、昨年度は移管決定者は37名となっております。これまで通算いたしまして18年度から101名の方を移管いたしまして、その後処理が済んだ、あるいは分納誓約をしてきちっと納付されているとか、財産がなくて執行停止をしなければいけませんよという形で返還されまして、今現在、機構のほうへ移管中のものが42名という形になっております。

あと、納付の状況ですけれども、21年度、昨年、先ほど申し上げました移管予告書の一斉催告1,300通ほど発送して、その方々、その効果と言いますか、その後これまでに納付された金額が、件数が件数でしたけれども、1億ほどになっております。移管予告書を送付した方々がこれまでに納付された金額というものです。

あと、固定資産税の納付のほうなんですけれども、それぞれの税に区別して対応しているわけではありませんので、市税全体として滞納額の解消に努めているところでございます。各種催告書あるいは現況調査、財産調査等をいたしまして、資力、担税力のない方については徐々に納めていただくように分納誓約書を受ける。あるいは滞納処分の執行停止をかける。担税力があっても納めない方については、差し押さえ等を実施しているところでございます。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 不納欠損額が増えておるわけですが、この中で生活保護にかかわって税金が不納欠損になった金額と、件数が、このとおり景気も悪くて生活保護も増えておるんですが、それがどれぐらいあったのか、お伺いしたいと思います。

それから、不動産を持っていてお金を支払えないというふうな状況もあるというふうなことなんですが、その場合、資産があってもお金は払えないというふうな、この部分でそういう場合の取り組みをどのようにやっておるのか、お伺いしたいと思います。

極めて可能性のある納税者だと思うんですが、そういう中でなかなか収納率が上がっていかないということになれば、なかなか大変だろうなということを感じるんですけれども、その点、お伺いしたいと思います。

○委員長（中塚佳男君） 及川収納対策課長。

○収納対策課長（及川忠則君） それでは、まず、最

初に生活保護受給者にかかる不納欠損でございますけれども、一般税で57万円ほどの税額を不納欠損しております。

あと、不動産があっても納付できない方、年金生活者等で不動産、例えば宅地建物を自分の住居等を有しているんですけれども、年金が少なくて納付できない。あるいは事業等を実施している方々で事業不振に陥り納付できない。うちのほうで、もちろん年金生活者についても差し押さえ等をする、その自宅が競売、公売にかかって改めて部屋を探さなければいけない。ますます納税者の方の生活を困窮させるということで差し押さえは控えているところですし、事業等で不振になって滞納になった場合、うちのほうで差し押さえ処分等しようとするんですけれども、事業資金とか、そういう借り入れの際に既に抵当権が設定されております。うちのほうで差し押さえしても納付の見込みがないということで、無益な差し押さえという形になってそれもできない。そうすれば、そういう方々については融資先のほうで競売申し立てをいたしまして、競売が実施された際にうちのほうで市といたしましては、交付要求をして、その配当を待つんですけれども、なかなか配当を実際には受けることができない状況となっております。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 中平委員。

○中平浩志委員 17ページの、今も畑中委員も質問しましたけれども、固定資産税にかかわってなんですけれども、確かに不納欠損額結構あるようだし、またいろんな払えない理由等もあるようです。どうでしょう。評価額っていうか、そういった部分の見直しというのをある程度こまめにやっついていかないと、もちろん払いたいのは山々なんだろうけれども、もともと実際に取引されている価格と乖離している部分もあるのかなというふうに私自身は考えています。特に、山間部と中心部比べれば、そういうふうな部分ではかなり温度差というのが出てきている部分もあるというふうに思われます。やはりそういった部分を考えますと、実際に取引されている金額を、もっと緻密に資料集めをしながら、それに沿ったような形での税金をかけるというふうな部分が必要になってくるのかなというふうに思いますし、やはり無理やり払ってくれ、払ってくれと言っても、なかなか払えないという部分もあり

ますので、そういった部分に関しては、これぐらいまではある程度見ますから、何とか頑張つて滞納が出ないように支払いをお願いしますというふうな方法もあるのなかというふうに思います。

いずれにしても、こまめに見直しをしながら評価額等を含めながら見直しをしながら、その時々にあったような形でのやり方というのが必要じゃないかなというふうに思いますので、その辺の考えをお聞かせください。

それとあと、全体的な不納欠損見てみますと、やっぱり20年度から見ても増えていきますし、特に無財産について増えています。無財産というのはどういうことなのかと、全く何も持っていないのか、本当に。その辺がちょっとわかりづらい部分がありますけれども、件数から見れば減っていますけれども、金額が増えていると、この部分に関しての内容の説明をお願いします。

○委員長（中塚佳男君） 澤口税務課長。

○税務課長（澤口道夫君） 固定資産税の評価額についてのご質問をいただきました。

いわゆる土地の固定資産の評価額につきましては、7割評価といいますか、地価公示価格の70%をめぐりとして評価しておるところでございますが、ただ、3年に一度の評価になるわけでございますので、その基準日以降、その地価が下落しているようなところがあれば、その下落を反映させるための時点修正といいますか、そういったことで価格を修正をして評価しているところがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 及川収納対策課長。

○収納対策課長（及川忠則君） 不納欠損にかかわつてですけれども、無財産の内容ということでご質問をいただきました。

無財産、うちのほうで無財産というくりにしておりますけれども、財産がない方はもちろんそうですし、あと換価価値のある財産がないという形で、差し押さえ等できる財産で換価、公売とかそういう形でできる財産が見当たらないということでこちらに区分しているものでございます。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 先ほど部長から答弁いただきましたが、所得税は減になって市民税が増えた、同額だという話でしたが、確か所得税は最低税率が10%から5%に下がって、市民税は5%から10%に上がっていますよね。そういった中でこの税源移譲によって今まで所得税を納めてなかった方々が市民税は増えたというのはどの程度あるのか。これは担税力にかかわってくると思うんですけども、所得税というのは所得があれば率によって、最低5%くるんですが、その所得にかかわりなくといいますか、市民税が5%から10%に上がったという中で市民の負担が増えているということになるんじゃないかなというふうに思うんですが。

しかも、所得税は国税だし、市民税は市の一般財源だというふうになるんですけども、それで同一だと言われても、なかなか納得いかなところがあるんですけども、今言った、これまで国税を納めてなかったけれども、今回の税源移譲によって市民税が負担増えているという状況というのはどうなっているのか、実態をお聞かせください。

それから、いわゆる市民税の自由裁量の部分がないのかどうか。上げることも下げることもできないのか。独自に条例で上げることも下げることもできないのか、それができるのであれば下げることもできるだろうし、その点、そういうことになっていないのか。法律上。お聞かせください。

○委員長（中塚佳男君） 澤口税務課長。

○税務課長（澤口道夫君） いわゆる税源移譲の関係でございますが、先ほど部長のほうから答弁申し上げましたとおり、所得税の税率は下がって住民税の税率は上がるというふうな形で、負担については変わらないというふうなことでございます。ただ、住民税、いわゆる市民税につきましては、個人市民税につきましては非課税といいますか、所得あるいは扶養親族等によりまして所得割を課さない。あるいは均等割も非課税というふうな部分がございます。ただ、そういうものもございますし、また、一方では所得税より控除を、例えば扶養控除であれば控除額を低くして、広く、薄く負担をしていただくというふうな部分の個人市民税の性格もございます。

ただ、先ほど言いましたように、市民税につきましては所得あるいは扶養親族等によって、その非課税措置というふうなことがございますので、いわゆる所得

税を納めなくてもよかった方が市民税を多く納めているのではないかというふうな負担感については、ちょっと私どものほうではそういうふうにはとらえていないところでございます。

それから、市民税の税率につきましては、法律で10%というふうに定められておりますが、これにつきましては市町村の裁量で制限税率というのはございすけれども、その範囲では引き上げあるいは引き下げは可能ではございます。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 引き上げも引き下げも可能であるという状況であります。

先ほどの部長から定着してきたんだという説明がありました。この現在のケース、21年度の決算で見て、減ってきて、市民税の額も減ってきて、収入済額も減ってきた中でこの時点が定着をしてきたというふうに見なしているのか。その制度そのものが定着したという意味なのか。しかし、いわゆる市民の担税力から言いますと、この市民税の負担、重さの負担です。非常にやっぱり私は圧迫しているというふうに思うんです。

先ほども言ったように、特別徴収で月給10万円、11万円、基本給ですよ。その方たちが5,000円から6,000円、毎月。納期がありますから、7期、8期ですね。そういった形で、そのぐらいの給料で、収入で、給料ですか、給料で5,000、6,000円、7,000円、多い人だと7,000円ぐらいか。5,000円か6,000円引かれているんですよ。そういった意味で本当にそういう状況を見るたびに、いやあ、市民税随分高くなった。で、それで所得税をそういうふう、所得税は収入から社会保険料とか、雇用保険等を引いて税額を計算しますよね。そうすると、その場合の所得税はせいぜい1,000円ぐらいになるんですよ、計算してみると。

それが市民税の場合は5倍も6倍も控除されます、給料から。そして、本人に行く給料がかなり減って、9万になったり8万5,000円になったり、10万切るわけです。そういった意味で本当に実態見ると同一だと言われてもやっぱり本人が給料から引かれる、所得税と市民税の額を比べてみますと非常に違和感を感じるというふうに思うんですが、実態がそうだとことです。ぜひ、これは今、課長から下げることでもできるんだということでありますから、ぜひ、そういった点

もやっぱり検討していただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○委員長（中塚佳男君） 末崎副市長。

○副市長（末崎順一君） 税率を下げるべきではないかというご意見でございますが、この税につきましては標準で行くべきだという考えを持っております。と申しますのは、普通、この地方交付税というものがございすけれども、これが税が下がった場合には交付税で補てんをされる。税が上がった場合には交付税を減られるということで一定の需用額というものが安定した形で交付されるわけです。これによって市の行政というものが安定して行えるという背景がございす。したがって、この税を下げるということになりますと、また、別のサービス、そういったものに影響があるというふうに考えておりますので、この標準をいろいろありますがこれを基準として考えていきたいというふうに思います。現行でまいるたいと思います。

○委員長（中塚佳男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 2点お尋ねをいたします。

今の市税の問題です。振りかえ措置で市税が、いわゆる自主財源とした市税が増える仕組みがとられてきたわけですが、この21年度決算で見ますと、21年度決算と4年前の18年度決算を比較してみますと地方税で108%、8%の増になっています。金額でこれは3億ちょっとですか。結局、税源振りかえでやって、地方に回すんだというけれども、こういう状況に終わっているということはひとつはやっぱり先ほど来言われている今日の景気低迷、後退、これが大きく作用してなかなか実効あるものになっていないという理解でよろしいのでしょうか。第1点。

第2点は、先ほど地方税の特別滞納整理機構の問題で出されました。移管予告が1,300件。移管予告が1,300件出されていますが、以前にもただしたようにこの整理機構は任意団体であります。したがって、予告の発送をする場合には滞納整理機構と市の徴税官ですか、員ですか、連名で出しているんだという答弁があったように思います。そこで、なぜ、任意団体である滞納整理機構の名前を使って移管予告をなされているのか、その目的、ねらい、端的にお聞かせください。

○委員長（中塚佳男君） 及川収納対策課長。

○収納対策課長（及川忠則君） 滞納整理機構の移管予告書の発送にかかわるご質問ですけれども、移管予

告書については連名ではなく市長名で出しているところでございます。うちのほうの対応といたしましては、

そのねらいといたしましては、機構のほうへ職員を派遣し、あるいは県職員を久慈市の職員として併任発令、徴税吏員として発令をしているところですが、地元の地縁等から見て馴染み合いになる部分を排除いたしまして、公正な部分で、もちろん担税力のない方については、執行停止が適当ですよという形で戻ってまいりますし、担税力のある方については調査の上、差し押さえ等の処分が可能であるという形で、より厳粛な適正な滞納整理事務が促進できるものとして移管予告を発送しているところでございます。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

〔発言する者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 澤口税務課長。

○税務課長（澤口道夫君） 大変失礼しました。税源移譲の関係でございますが、平成19年度の試算で当初試算では約2億円程度の税収になるのではないかなというふうな試算を持っておったわけですが、実際、先ほど小野寺委員さんおっしゃいましたとおり、平成18年度と比較しますと約3億円程度というふうなことはなっております。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 滞納整理機構への移管予告、以前は連名だと、しかし、現在は市長名だということですよ。そうすると今、言われたように市長、権限的にはそのとおりだと思うんですよ。滞納整理機構っていうのは任意団体なんですよ。滞納整理の法的根拠なんかない。それに上げると、送りあげますよということは、納税者の、市民の錯覚と誤解に基づく、表現は悪いですけども脅しの行為にはなりませんか。

法的には全くないんですよ。久慈市がそういう課税して納税督促書というのは、それはできるんです。だとすれば、移管予告に整理機構は任意団体ですと、法的効力は持ち合わせていませんということを明記されているんですか。そうでなかったならば、私が言うように誤解と錯覚に基づく、いわゆる脅しという、そういう恐れが招くんじゃないですかと言っているんです。いかがですか。

○委員長（中塚佳男君） 中居市民生活部長。

○市民生活部長（中居正剛君） 滞納整理機構についてのご質問にお答えします。

これは県の職員と市の職員が協力しあって、個人県民税、それから市町村税の大口あるいは特殊滞納整理による税収確保を図っていくんだということでもって、お互いに協力し合って進めていくという体制づくりでやっているものでございます。確かに任意団体でございしますが、県の職員等からの徴収技術の向上等を指導いただきながら、一緒になって対応しているというものでございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

2款地方譲与税、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

3款利子割交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

4款配当割交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

5款株式等譲渡所得割交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

6款地方消費税交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

7款自動車取得税交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

8款地方特例交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

9款地方交付税、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点、お尋ねいたします。地方交付税66億9,700万円ですか、これは市の発展計画にある財政計画との比較で見ますと、21年度の計画では74億7,600万、計画では、それが実績では66億9,700万で7億7,000万ぐらい計画との比較では下回っているということになります。そして、合併4年前の18年度の比較で見ますと98.07%、同じように下がっています。

この点でいえば、いわゆる合併の経過措置で15年でしたか、交付税は現状維持して保障されるんだと。だから、合併効果を活用しようというのできたと思うんですが、ここに来て20年から計画との乖離が大きくなってきているんですね。先ほど言ったように、ことし21年度決算では7億7,000万、20年度では2億7,000万の計画との比較ではマイナスということになっていますね。この状況はどういうことなのか。

それから、これからのことし以降の推移をどういうふうに見ているのか。たまたま去年、ことしが落ち込んだけれども、合併措置で特別措置で復活して大丈夫、くるという受けとめ方でいいのか。その辺を教えてください。

○委員長（中塚佳男君） 澤里財政課長。

○財政課長（澤里充男君） 地方交付税の関係のご質問にお答えしたいと思います。

まず、計画に比べて歳入に占める割合が低く推移しているのではないかとということでございます。確かに現実的にはそういった歳入の数値はそのような形で推移をしているところでございます。

それで、まず、21年度の決算額でございますが、こちらの数字で66億9,700万ほどの収入になってございます。当初予算。

〔発言する者あり〕

○財政課長（澤里充男君） 地方交付税そのものが、いわゆる国の予算等との全体枠の中での配分という形になります。そういったことで地方財政計画等を見ながら計画はつくるわけではございますが、現実的にそういった、いわゆる単位費用とか、補正計数等の内容の精査といいますか、年年の事情といいますか、そういったところもございまして、結果的にそういった形の金額的には計画よりは低い金額で推移してきているものでございます。

ちなみに、平成21年度の決算額が66億9,700万ほどでございますが、これにいたしましても平成20年度の決算額に比較いたしまして3億3,000万ほど減額になっているという状況でございます。この原因といいますか、計算内容等を見ましても単位費用、それから補正計数等、個別の算定経費が14項目ほど減額になっていると、そういったものが原因となっているものでございます。ただし、中身的には新設の地域雇用創出経費とか、そういったものも増額になっているものもご

ざいますけれども、総じて減額になったというふうな流れとなっているものでございます。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 若干、二つ目の委員からのご質問でございます。今後の見込みということでございました。

今後の見込みにつきましては、今年度たまたま国の政策経費により1兆1,000億、全体ですけれども増額の、地方交付税の増額がございましたものですから、今年度の見込みといたしましては平成20年度並み、しかもこれは3月の特交が出ないとわかりませんが、その辺になるんじゃないかとは思っております。

ただ、今後の見込みといたしまして報道等ですので、まだわかりませんが、来年度等は今年度みたいな1兆1,000億の増額とか、総額の増額ですね。そういうふうなのは、多分ないんじゃないかと、いろいろな報道はなされております。それで、私どもすれば、その辺は固く見ないと今後はまずいんじゃないかと。

それで、現実的に先ほど来、課長のほうからご答弁申し上げてますように、市財計画とそれから実際の市町村の交付額、これにつきましては単位費用の増減とか補正計数、これらが絡んできて、非常に予測はしづらいし、それからご存知のとおり交付税制度にも政策的な要因が結構入って来だしております。したがって、そこら辺について交付税も非常にさきの見通しは立てづらいですけれども、おおむねまず、昨年度ベースぐらいに固く見ていかなきゃならんなあというふうな感じで思っております。非常に見づらい予測です。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 わかりました。状況はそういう状況だと思います。

そこで、いわゆる合併時の繰り返し説明いただいたように、交付税措置は保障するんだということを言われてきたわけですね。そうすると、今の話だということ、その年年の財政、国の地財政計画で変わるんだということになりますと、いわゆる合併時に議会や住民に説明された、交付税措置は15年でしたか、大丈夫なんだと、保証するんだという点はどこで担保されているんですか。

○委員長（中塚佳男君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 合併時にご説明申し上げた交付税にかかわる内容については、委員もご承知のとおり仕組みとしてそうなるということでありまして、で、当時、推計した金額が先ほど委員が紹介された金額と推計されたものであります。しかし、その枠を残しながらその都度、その都度、毎年度地財計画等に基づいて交付税総額が決定されていく。それから、個々の算定基準、これが毎年毎年変わるということで、結果としては現在お示しの金額になるわけでありまして、いざれ合併した市町村、そのもののこれまでの合算額、これを維持をしていくんだ。合併額というのは要するに両市村であわせたものを担保していくということでありまして。その計算方式等が変更になっていくことによって現在の数字、実際的な数字になっていくということでありまして、合併による優位性といったものは今なお現在ある、こういうふうにとらえております。

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

10款交通安全対策特別交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

11款分担金及び負担金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

12款使用料及び手数料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

13款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

14款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

15款財産収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

16款寄附金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

17款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。畑中

委員。

○畑中勇吉委員 失礼しました。通りすぎてしまいました。質問したいところ。

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

18款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

19款諸収入。城内委員。

○城内仲悦委員 一つは22節雑入の55ページですが、収入未済額15億3,760万4,115円、たしかこれは説明では森のトレーの分だというふうにあったと思うんですが、そこでたしか9月17日に裁判の判決が出るというふうには伺っていますが、この判決については議会もそうだし、当局はもちろんそうだし、市民の多くの方も注目しているというふうには思うんですけれども、この判決によってこの収入未済額が今後どうなるか決まってくるわけですが、この裁判、私も傍聴に行きたいと思っているんですが、市として裁判傍聴のバス等を出す意思があるのかどうか。これはぜひ伺いたいというふうに思います。

もう一点、ちょっとこれは以前に聞いたこともあるかもしれないが、ちょっと教えてほしいんですが。久慈地区土地区画整理清算金の関係で、科目存置で1,000円とっていて、調定額で6億6,922万やって収入未済額がゼロと。不納欠損が1億3,034万2,000円、収入未済額が5億3,887万8,000円になっていますね。これはもともと収入を見込めないものであったのか、ちょっと私、今記憶がないものですからお聞かせ願いたいんですが、科目存置で1,000円見て、一切ないからってこれ何年かかけて不納欠損を起こして、この清算金をなくしていくということの性格のものなのか。久慈市の土地区画整理事業が何十年もかかってやっと清算になったことから、こういうことのたしか措置ではないかなというふうには、そのように思って理解しませうけれども、今年度、平成21年度の調定額6億6,900万ですから、そしてだんだん、次は5億3,800万という、大変大きなお金ですけれども、これについての内容をお聞かせください。55ページですよ。わかりますか、わかりませんか。55ページの一番上ですよ16節。久慈地区土地区画整理事業清算金。

○委員長（中塚佳男君） 晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 土地区画事業の清算金とい

うことであります。不納欠損額、これ13万342円のことだと思えますが、そのことでよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 訂正、単位間違いました。66万9,220円の調定額だと。収入済みはゼロと、不納欠損が13万342円で収入未済額が53万8,748円です。これは収入の見込みがない。年次ごとに不納欠損起こしていくという性格のものでしょうか。改めて聞きます。

○委員長（中塚佳男君） 晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

これは清算金が66万9,220円です。ただ、単にこれは不納欠損で落とすということではなくて、一応該当者が5人おられます。今、久慈に住所がない方もおりますし、あと事業の不振でなかなか納入が困難という方もおられます。ただ、私どもといたしますれば、この清算金の清算するためにいろいろ納付書等、催告書もお送りしながら、その徴収に行っているわけでありましてけれども、なかなかそれができないということで、年度ごとのこの不納欠損で落ちていくというふうになっているものでございます。

いずれにしても当初計上された調定額に、この額についてはその徴収に努めているということでございます。

以上であります。

○委員長（中塚佳男君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 林業構造改善事業補助金返還金にかかわってのご質問にお答えいたします。

9月17日に判決が出るということで、その裁判の傍聴に連れていくべきじゃないかというお話でございますが、考えていないところでありますので、ご了承願いたいと思います。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 この清算金の考え方、確かにそういう計画のもとでは清算金ってあるんですけど、しかし、この5人の方について言うと、たしか高齢になっていると思うし、いわゆる最低でも10年ぐらいで終わる都市計画の整理事業はたしか40年近くかかったと思うんですよ。そういった意味ではこれは、行政側の取り組みの、何と申しますか、至らなかつたことから起きて

いる問題です、と私そう思うんです。そういった意味ではこういった形で残すことがいいことなのか。

私は見通しが立たないのであれば、やっぱりいつまでもこういった形で残すんじゃないかと、本人たちも今払える状況にない。あるいは久慈市にもう住所を置いてない。そういった事務をやること自体が人をそこにかかわって、職員がかかわって、このことについて仕事をしなきゃならないんですよ。そういった経緯を見た場合に、この金額を徴収するためにむしろこれ以上の経費が充当されてしまうんじゃないかというふうに思うわけです。

そういった意味では政治的な判断をしながら、市長、例えば平成22年度決算の中で処理していくとかいう、そういうことは私はすべきではないか。いつまでもこういう見通しが、取れる見通しが立たない。しかも、行政の側も責任が多い中でこういったのが起きているということが実態だと思うんで、そういった点でやっぱり判断して、確かに法的な部分はあるかもしれないが、その処理をしていくべきことじゃないのかなというふうに思うんですが、お聞かせいただきたいと思います。

それから、この構造改善事業の関係で連れていく気はないというお話でございますが、少なくとも市民に対して多くの市民は知らないと思うんです。9月17日にこの長い裁判の中で判決が9月17日に出るんだと。少なくとも市のバスを出して行きたい人は行きましようというぐらいやっていかないと、この問題、本当に裁判の傍聴にも行かない、行かせない。行かせないって、わざわざ自分で足をかけて行く問題でなしに、やっぱりこれは市がバスを提供していく。人については連れて行きますよというぐらいの腹づもりでやっていただかないと、この問題、本当に重大な問題なのでぜひ、行く気、連れて行く気はないという話ですが、市民の皆さんに判決は9月17日ですよということをお知らせいただければ、あるいは自分で判断して行きたい人は行くかもしれない。それでもやっぱり自分で判断して行くことについてはそれはそれでいいわけですけども、しかし、重大なこういった形で毎収入未済額を出してずっと継続している案件なわけです。そのことについては、やはり一定のけじめがつこうという9月17日があるわけですから、傍聴したい方については連れて行きますよというぐらいの配慮があつてしかるべきだというふうに思うんですが、お聞かせください。

○委員長（中塚佳男君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 森のトレーの9月17日の裁判の判決が出るわけですが、その際にはバスを、ということですが、先ほども課長から答弁しておりますように、バスそのものについては出す考えはありませんが、いずれこの結果については何らかの形でやっぱり市民の皆さん、あるいは議会の皆さんにはきちっと報告をしてみたいというふうに考えておりますので、ご了承願います。

○委員長（中塚佳男君） 晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 時効中断のことで、またお話をいただきました。済みません。土地清算金の件です。確かにこれは5年ごとに時効が来て、消滅しているわけでありますけれども、税と違って、執行停止等をそういったものの判断ができればこれはいいわけですが、税とはまた違う性格のものだというふうに認識しております。今、残っている5人の方々のものが一部納付されて、そして、とどこまっているということで、その後の経済状況も好転していないということで納入がなかなか困難ということで、今、残っているものでございます。いずれ、私どもといたすれば、確かに少ない額の中で業務を行うということもなかなか大変な部分もありますけれども、いずれこの清算に向けて努力をしてみたいというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（中塚佳男君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 57ページ、城内委員の質問と同じ項目のところですが、林業構造改善事業補助金返還金、これにかかわってですが、ここに記載してあるということは、県から補助金の返還、これ請求があるというふうに理解をするわけですが、この補助金返還にかかわる利子の取り扱いというのはどのようになっているのか。

それから、森のトレー生産組合に対しての請求をどのように行っているか、そして、その回答はどのようになっているか、お伺いします。

○委員長（中塚佳男君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 林業構造改善事業補助金返還金にかかわっての2点ご質問をいただきました。

1点目の利子はどうなっているかということでございますけれども、その利子はこの15億のうち約12億程

度が国庫のほうからの補助金でございまして、これは県市で全額既に返還してございます。それについては国と県のほうとの話し合いで猶予されているものでございます。

あと1点の市のほうから、いわて森のトレー生産協同組合に対して請求しているか、ということの意味のご質問だったと思います。これは毎月、請求してございます。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 その生産組合からの回答はどのようになっているかというのについては、今話がなかったんですが、それをお願いします。

県からの請求について利子はないということですが、生産組合に対しての利子の請求というのはどのようになっているか、お伺いします。

○委員長（中塚佳男君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 大変失礼をいたしました。

いわて森のトレー生産組合のほうでは、債務があるということを市のほうに文書で報告しておりますので、その債務があるという事実はお持ちであるということでございます。

それと、利子のほうについては、先ほど申し上げましたとおり国のほうから猶予されておりますので、その分についてはまだ請求しておりませんで、9月17日に地方裁判所の判決が言い渡される、その後において処理されるものと、そのように認識してございます。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 私も同じ項目に対して質問をいたしたいと思いますが、林業構造改善補助金返還金。

基本的なものの考え方、いわゆる事業の失敗により久慈市もしくは岩手県全体で久慈市と言ったほうがいいんですが、岩手県全体と言ってもいいぐらい、この事業の失敗により林業に対する国からの大きな事業の交付金を得ることができなくなったと、それが実態なことは皆さんも承知しているはずでございます。

首をひねることですか。実際問題として何か事業をやりたいと言ったとき、少なくともこの久慈では大きな事業ができなくなっている。これは現実な問題であります。違いますか。

こういう、今、城内委員が言っているごとく、裁判に対する日にちが皆さんの当局は知っているでしょうが、一般市民はこれを知っておりますか。知らないでしょう、ほとんどの方が。私も認識不足でよくわかりませんでしたけれども、たまたま城内委員が質問したおかげで私も17日というのをはっきりと認識しました。

そういう、こういう重大な問題を久慈市の林業に対する、林業だけじゃありませんよ。久慈市が何かやろうとすると、こういう補助金のような大失態があれば、久慈市が何もできなくなる。皆さんも当然、それを認識しているはずです。久慈市がこの裁判の日にちを、当局が市民のためにはっきりとこれを市民に報告する必要があると思います。当局の考え方を伺いたします。

○委員長（中塚佳男君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 本年の9月17日に裁判の判決が出るということは、マスコミ関係も興味を持っていて、既に報道になってございます。これは私は大々的に報道になったと。そのことにおいて市民は周知していただいているものと、私はとらえております。

次に、この森のトレーの補助金にかかわって、他の事業への影響があるのではないかとご指摘ございました。私はこの市における林業事業のことで見ると、私自身はそのようにはとらえておりませんので、ご理解をお願い申し上げたいと存じます。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 部長、ものの考え方の認識が余りにも甘くありませんか。我々林業家がどれぐらいこの問題で苦しんでいると思っているんですか。

我々、例えば、ちょっと土地を離れて言いますが、例えば、川井に、あそこは何でした、盛岡に今、具体的な名前がちょっと出てきません。川井の、盛岡に今、雫石にウッディかわい。この間、そこの社長さんともお話してきましたが、つい、何日か前の話です。社長さん、どうですか。森のトレーのおかげで随分我々の業界が大変ですって言った、いや、全くそのとおりだ。何か事業をやろうとすると、すぐその問題が出てくる。思うように補助金をもらえない。これは久慈市だけの問題じゃないんですよ、本当に。もっと危機感を持ってやっていただかないと。

確かにこれは久慈市だけで計画したのではないこと

は私も何回も議会にかかっていますから、私もそれは承知しているんですよ。もっと皆さんもその辺の危機感を持ってきちんと考えていただかないと。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 具体的にお話がないんでありまして、この森のトレー事業と他の林業分野にかかわる事業の補助金導入、このことについてその因果関係をはっきりお示しをいたしませんと、これはためにする議論となります。そこをしっかりと私どもに指摘した上で、具体的にどういう影響が発生したのか、その点については議員もしっかりと情報をお持ちの上でお聞きいただきたいというふうに思っております。ウッディかわいの社長には後でお名前を確認をし、何月何日、木ノ下委員とお話をどのような内容でされたのかについては、お教えをいただきたい。

それから、この森のトレーの事案についてでありまして、確かにこれは事業として失敗をしたと、こういうふうなことであります。

ただ、しかし、この事業導入に当たっては国、県、市がお互いに良として進めてきたものであるわけでありまして。その中で、国から県へ、県から市へ、市から組合へ補助金が流れていく。したがって、組合が失敗して返還命令を受けるとなれば、組合が返せばいいのであります。返せないということで次は久慈市が全額を返さなければならない。こういった状況にあるわけでありました。

その中で、久慈市の責任はゼロであると主張される方も当時はおられましたけれども、しかし、当時の市長、判子を押しているんですよ。決済判を。市の責任免れるわけにはいかない。そういった中で、最小の負担でもってその責めを果たそうという決断をし、県と協議をし、県は国と協議をし、そして現在の返還スキームができています。もしかすれば、全額を久慈市が返還しなければならなかった。それだけの危機感を私なりに持っています。

それがいかんというのなら、久慈市が全額を負担して、責めをしっかりと負うということになるわけでありまして、議員はその道を選べということなんでしょうか。私はその考えに立つつもりは毛頭ありません。久慈市が危機感を持って事に対処せよということは、すなわち市がすべての責めを負うということになるわ

けであります。

委員のおっしゃっていることはそこに行き着くんであります。そのように考えておりますので、私はこの返還スキームにのっとって肅々と対応すべきが最良の道であると考えております。

○委員長（中塚佳男君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 先ほど私、ちょっと答弁を漏らしておりましたので、お話しさせていただきたいんですけども。

9月17日に判決が言い渡されるということについて、本年の6月定例議会一般質問にお答えしているところでございますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） ちょっと待ってください。委員長が不慣れで大変申しわけございませんけど、できるだけ声を低くという意味ではないがわかれば。その辺を丸く質問をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 私申しわけないんですが、声が高いほうなものですから。

こういう我々議会も当局も我々も議題に上がれば、当然我々もそれは審査するわけですので、そして、私は当局だけの問題ではないと言っているんですよ。我々議会も当然、これは責任があります。ですから、物事に対する考え方、危機感、この当局がこの議題に上げてくるわけで、当然、これは県から下ってきたように私も聞いておりますので、先ほどから言うように私は当局だけの責任を責めているわけじゃないんですよ。そこは勘違いをしていただいては困ります。

ただ、これぐらいの重大な問題を、私は大変な問題だと思っていますよ、これは。個人的な一つの会社の問題ではない、もうこれは。久慈市の威信がかかっているような問題なわけですよ。私はおおげさに考えすぎでしょうか。

結果がこういう形になって本当に残念ですけども、当時の計画に私は最初から無理があったなあと、そういうことを当時の議員さん方には私は申ししておりました。これはもう最初から無理だよと。そういう認識のもとで私は久慈市が補助金を出すと言った時点で当時の議員さん方、何人かの方にやめなさいと、成功できませんよと。そういった経過があるものですから、私の思

いを含めて、今の危機感に、こういうことに対することはよほど慎重にやらないと、今のような結果を産むから危機感を持って対処をしていただきたいということを行っているんです。悪気があるとか、けんか腰とかそういうことではございませんので、そこはご了承いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） よく理解できました。今後の事業導入へ当たってはやはり成否、実現可能性、これらを見極めて事業展開をしていくべきであると、こういった趣旨であれば良といたします。

○委員長（中塚佳男君） 小倉委員。

○小倉建一委員 やはり57ページの森のトレーにかかわってお伺いしますが、今、答弁をお伺いしていると、すべてトレーが返還できない場合は市がすべて返還しなきゃならなかった。というような話の答弁があったわけですが、その後7対1と決まって市でも今、毎年払っているわけですが、その7対1というのは全額払わなきゃならなかったのに7対1で済んだよという、7対1という金額がそんなに軽いのかなあと思っておりますが、全額払わなきゃならなかったのに対して7対1ということに決めたという重さがあると思っておりますが、その考え方をお伺いしたいと思います。

重さの考え方です。7対1の重さの考え方が全額払わなきゃならないんだというのをそうしたというのはちょっと納得できないわけですが、その7対1に決めた重さをどういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

もう一点は、マスコミで報道になっているからというような話がありましたが、私もたびたびこの質問やっております。その中でもこれぐらい重要な問題ですから、広報では機会あるごとに市民に市の広報によってお知らせしたらどうですか。わかりました、そうしますということで、何回かは載っております。今の部長の答弁を聞いていますと、全く必要ないよというような話ですが、それについてはこの前も副市長が前にも出た質問等にどういうふうに行っているかという、山田議員の答弁にも、いやあ、その都度いろいろ検証しながらやっているよ、という答弁がありましたが、今の答弁聞いていると、それはおかしな話だなあとどういうふうを考えております。この辺の考え方についてお

伺いたいと思います。

○委員長（中塚佳男君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 7対1の重さという表現をされましたが、金額的には重くないと思っています。満額よりは軽減されているというふうに思っています。

先ほども申し上げたんですけれども、委員ご承知のとおり、これは仕組みとして直接補助者である久慈市が組合が返還できない場合にはその責めを負うことになってるわけですよ。そういった基本的なことをご理解の上に、満額と7対1とのどちらが軽いかといえばこれは明らかなことであります。答弁するまでもないというふうに思っています。

それから、この問題に対する市民への広報といいですか、お知らせといいですか、こういったことについては私ども決して軽んじているわけでもないし、隠しているものでもない。折に触れてそのことについてはお知らせをしているという状況にあります。このことについてもご理解ください。

○委員長（中塚佳男君） 小倉委員。

○小倉建一委員 私このいう7対1っていうのは、その軽いのじゃなく、重い決め方だったなあと思っているわけですよ。7対1が。市が全部払わなきゃならないというのをいろいろ責任問題を出し合いながら7対1に決めたわけですよ。それはやっぱり久慈市にとっては重いし、県にとっても重い決断なわけです。その額はちっちゃくなったわけですが。いわゆる市長が全額久慈市で返さなきゃならないんだよということは今後言わないほうがいいんじゃないかなと思っておりますが、そういう7対1に決断した重さを言って、軽いじゃなく重さを言っているのですが、その辺をひとつ。全額を久慈市に返さなきゃならなかったんだよ。トレーにかわって。順番に行くと。それをいやあ、久慈市はそんなに責任がないはずだということで7対1に決まったわけですよ。その決まった重さがやっぱりあると思うんですよ。県との責任の関係の協議で7対1に決まったわけですよ。その久慈市にとっては7対1という決まった重さがあると思うんですよ。県との。それはもう、我々も多数決で決まったから、それは返還する、幾らかの返還はもう認めてやっているわけですが、その重さはやっぱりあると思うんですよ。ですから、今後、久慈市は全部返さなきゃならなかったんだよというのは発言しないほうがいいのかと思

ておりますが、考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長（中塚佳男君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 経緯はともかくも決断に至ったそのことについては、重い、軽いという表現ではなからうと思います。

いずれ県との協議の中で決断をし合った。こういうことでありますから、その決定したことについては、粛々と従いながら対応していく。これが筋であるというふうに思っております。

○委員長（中塚佳男君） 山田委員。

○山田光委員 先ほどちょっと確認をさせていただきたいんですが。前の市長が久慈市の責任を感じて返還をしてある。それから、久慈市の市民がその責任を取らなきゃならなかったんだということを市長はおっしゃましたけれども、私も素人の立場から聞いてまして、当時、何で久慈市が責任を取らなきゃならないんだ、そう思いました。今でもわけのわからない状況にある。それは事実なんです。というのは、市民がこの久慈市が返さなきゃならない、あるいは県が返さなきゃならない、今、利息等12億幾らのを4億幾らまでなった。それをまた、さらに折半し合っている状況。例えば裁判に負けたときは、その取り戻せるんじゃないかというような期待を持っている市民が多いわけです。

ところが、今、市長がおっしゃったように、久慈の責任もあるということを、まだ、わかっていない人たちがおりますので、今、ちょっと確認なんです。これはあれですか、例えば裁判に、17日ですから、一般質問でもそういう答えですが、負けた場合、想定した場合にはこの利息関係については、もうこれは市民が取り戻せないことになることなんですか。ここをちょっと。

今、支払いしている、市民そのものは一般的に私は中身については若干わかりますが、一般市民から言わずと、何で組合でそういう事業を起こしたのに、責任を我々の税金を投入しながら、それを返しているんだろうなあという感覚があるわけです。だから、そういうことになれば、何かこう、何なんだろうなあという気がしているわけですが。例えば、市長は答弁をするときに、逆に質問しなくてもいいわけですから、わからないならわからなくていいわけですが、いずれにしてもそういう状況にありますので確認ですが、ひとつそこをお知らせしていただきたいというように思

ます。

今、利息を払っているでしょ。払っていませんか。いずれ久慈市で何がしか払っているわけですよね。7対1の部分の。だから、その部分を一般市民はわけのわからない状態の中で、進んでいる中で、その部分は例えば、敗訴になった場合は当然、そのままに払いっぱなしで、とにかく市民の負担になってしまうということになるんですかということ。

○委員長（中塚佳男君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 仮定の話にはお答えできません。

ただ、しかし、先ほどから申し上げているとおり、この補助金の流れについては議員も行政経験がおありなのでおわかりだと思うんですが、国から県に、県から市に、市がそして組合に対して直接補助していると、こういった仕組みであります。しかるところ国から返還命令が組合にきた。組合が返せないとなれば直接補助者である市が返還義務を負う。市が返せない場合には県が、とこういうことになっていくわけですね。その中で、先ほど県と市がいろいろな意見を交わしながら、その責任の度合いを決定していった。これが7対1ということです。

なおかつ、そのほかにも県が補助したものもあります。国の補助以外に県が単独費でもって補助した分野も、ものもあるんだ。そういったことについては県は返還を求めない。例えばそういうこともある。そういった中で久慈市が負担すべき額を軽減をしていった。県もそのことを理解し結論に至ったと、こういう流れでありますので、その点についてはご理解をよろしく願いいたします。

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

20款市債、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

以上で歳入の質疑を終わります。

この際、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。よろしく申し上げます。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長（中塚佳男君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

審査を継続いたします。

次に一般会計、歳出。

1款議会費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

2款総務費、質疑を許します。梶谷委員。

○梶谷武由委員 77ページの総務費の15工事請負費にかかわる分ですが、移動通信用鉄塔設置整備工事ということで、山形町の繫小学校の校庭に携帯電話の鉄塔が建設されたわけですが、携帯電話の基地局から電磁波が、電波が出ているわけですね。電磁波による体への影響があるという論文等も発表されているわけです。子どもたちが学習する、こういう、本当のすぐそばにこういう鉄塔を立てることについて、どのような認識を持って行ったのか。こういう論文が発表されて新聞等にも報道されていたわけですが、そういうのを認識、どんな認識を持っているか、お伺いします。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 嵯峨まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（嵯峨孝和君） 繫地区の鉄塔整備につきましては、繰り越し事業ということで現在実施しております。

電磁波の影響ということでございますけれども、まず、そういうお話等もあるわけですが、極力影響のないといいますか、校庭の一番端のところに設置したということでございまして、そういったところでご了承いただければと思います。

○委員長（中塚佳男君） 泉川委員。

○泉川博明委員 77ページの地デジの件でございますけれども。この地上デジタルテレビのチューナー無償給付の対象を現行の生活保護世帯から市町村民税免除世帯まで広げるとありますが、当市としての現状はどのようにになっているのか、お伺いをいたします。

○委員長（中塚佳男君） 嵯峨まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（嵯峨孝和君） 先ほど、先ごろの新聞のほうで報道されておったわけですが、新聞報道では市民税の非課税世帯というふうになっておりましたが、市のほうでは非課税世帯が幾らあるのかというのは把握ができないという税務課からのお話でございまして。非課税者ということであれば1万2,912人ほど非課税のものはおるということではございます。

ただし、まだ詳しい内容等が来年の予算要求の部分で発表されたものですので、詳細についてはまだ承知しておらないところでございます。

○委員長（中塚佳男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 何点か、お聞かせをいただきます。

第1点は、これは庁舎管理にかかわってお聞かせください。ご案内のように山田町ですか、いわゆる書類管理上の問題も指摘をされた報道があるわけですが、この当市の場合、いわゆる職員の皆さんが夜遅く退庁する、あるいは場合によっては休みの日にも役所に来て、という常時、いわゆるそういう出入りがあると思うんですが、そういう場合でも、職員といたながらもやっぱり来庁、退庁の、普通の勤務時間に来て、普通の勤務終了で帰るという場合はいいでしょうが、そういう場合の庁舎管理上の対応はどういう措置になっているのか、まず、お聞かせください。第1点。

それから、過般の一般質問でも触れましたけれども、職員体制の問題にかかわってお聞かせください。私は職員体制で具体的な例として臨時的保育士が、保育園ですと何々組するというのありますよね。その組担当を担っている臨時職員もいるのではないかという点を公共性の確保の関係で質したのに対して、部長答弁はそういう事例はない。あってもへき地保育所で子どもが3人、5人のところで、正職員が1人いて、正職員が何かあった場合の臨時的補助的な役割をさせていただいているという答弁だったですね。これは、調べてみますと、同僚議員から聞いてみても事実と違うというふうに思うんですが、これは事実の関係でございますので、その点を改めてお聞かせをいただきたい。

それから、これにかかわっていわゆる地方公務員法に定められているところの臨時職員、嘱託職員の根拠と申しますか、あり様って申しますか、定められていると思うんですが、それによりますと臨時的、補助的な業務、または特定の学識経験を有する職務に任期を限って任用するものを言うというふうなうたわわれているんですが、この点に間違い、この点の理解でいいかどうか、確認をさせていただきます。

以上。

○委員長（中塚佳男君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 私のほうからは過般の一般質問で小野寺議員からご質問いただきました、具体の保育園の主担当と申しますか、それについて私のほ

うから基本的な考え方としまして、正職員を配置しているというふうにご答弁申し上げました。それで、けさほど小野寺委員のほうからご指摘いただきましたので、再確認させていただきました。現状といたしまして、久喜保育園、それから長内保育園においても一部のクラスにおいて正担という意味では臨時職員を配置してございます。それについて誤解を与えたことについてはお詫び申し上げます。

いずれ、ただ、公立保育所等におきましてもそれ以外に総括保母といたしまして、総括主査級の保母も配置しておりますので、いずれこれらについて、いずれ責任のある公立保育の運営につきましましては、今後とも担当部と連携しながら進めてまいりたいとこのように考えております。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 勝田総務課長。

○総務課長（勝田恒男君） 私からは臨時職員の任用の根拠にお答えします。

臨時職員につきましては、地方公務員法の第22条を根拠にしています。

○委員長（中塚佳男君） 澤里財政課長。

○財政課長（澤里充男君） 私からは談合等にかかわるの庁舎管理の関係でご答弁申し上げたいと思いますが、まず、書類等の管理の関係でございますが、入札等のそういった重要書類等については各課でそれぞれ管理しているわけではございますが、専用の施錠できるロッカー等で管理するようにしているところでございます。

改めて先般、山田町等で問題が生じたということで改めて先般、かぎの施錠について副市長名で各課に通知したところでございます。

それから、時間外の出入りにつきましては、正面玄関等は閉じられるわけでございます。それで、いわゆる西口のところで入退庁についてそれぞれ職員については記名をして、退庁時にも記名をするというような入退庁簿に記載をしながら管理をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 今、答弁いただいた庁舎管理の問題について、今答弁いただいた、いわゆる役所に来るとき、あるいは帰るとき、そういう記帳して来る、帰

るという仕組みになるということですが、それが実際に履行されているのかどうか。そういう点と、それからやっぱりもし、それが形式的になっているとすれば、今後やはりきちんとそういう入退庁に当たっては、申し出なり、記帳するなり、そういう措置をきちんとして今後のあらゆる問題の対応に備えるべきじゃないかというふうに思うんですが、再度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、この職員体制の問題ですが、答弁を訂正の答弁をいただきました。実態とすれば、臨時職員にもそういう正職員と同じような業務、役割をお願いしているという部分が、これは保育士に限らずあるのではないかというふうに思います。そういう点では過般の一般質問でも市長答弁にありましたように、やはり公務の一定部分をやっぱり臨時職員で担ってもらっているという点ではやはり重要な公務の一端をこうした臨時職員や嘱託職員にも担当してもらっている。これを現状とすれば、残念ながらこういう職員を抜きにしては市の行政の執行というのはできない現状にあるという状況だと思うんですね。

そういう点ではやはりこれはことしの2月ですか、国会のやりとりの中でも総務担当大臣がやはり地方に集中改革プランを押しつけたといいますが、それで地方に迷惑するというか、いずれ行き過ぎた面もあったのではないかというような国会答弁もございます。そういう点ではやはりこうした実態に照らして、正職での対応を努力をしていただくと同時に、この現状では公務の重要な一部を担ってもらっているわけですから、臨時職員、嘱託職員の待遇改善に意を用いることが当面の対策としては必要ではないかというふうに思います。そういう点で、これは一昨年8月ですか、人事院勧告からもそういう指針が出ていますよね。過般のこの議場での答弁でも以前の担当部長はそれを踏まえて、指針を踏まえて、待遇改善を図っていききたいという答弁をいただいているわけです。

そういう点で、そうした待遇改善についての今時点での考え方、忌引の問題や、一時金を含めてお考えがあればお聞かせをいただきたい。

○委員長（中塚佳男君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 臨時職員等の待遇改善のご質問でありますけれども、まずもって、例えば保育士等についてはご承知のとおり昨年から2名とか、今年

度も1名公募して本採用化を目指しているところがございますので、この点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

で、一方、一般事務の補助である臨時職員については、賃金あるいは休暇等についても13市の中でやはりかなり水準的には上位のほうにあるわけなんですけれども、これからもそういう部分については内部でもって鋭意改善方については検討していきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 澤里財政課長。

○財政課長（澤里充男君） 時間外の庁舎への入退庁の関係でお答えいたします。

まず、その入退庁に関しましてその記帳について、この春先にも改めて通知をして徹底を図ってきたところがございますが、今後におきましてもそういったものはさらに徹底されるよう、警備も委託しておりますが、それも含めて指導、それから徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。よろしくお祈りいたします。

○委員長（中塚佳男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点だけお聞かせください。

次に、これは77ページ、通学バスの支援にかかわって、ここでお聞かせいただければお聞かせいただきたいんですが、新聞報道によりますといわゆる久慈市内から大野高校に行っておられる、通学してる子弟もおられると思うんです。新聞報道によりますと、これはいわゆるPTAですか、個人名義で生徒を送迎しておったのが、政府の指導を受けてできなくなったということがあったんですが、もし、久慈の子どもさんも何人かわかりませんが、行っているのは確かですよ。そうすると、そういう不便を来しておらないのかという心配をしているわけですが、その状況と市としての対応があれば、お聞かせいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（中塚佳男君） 嵯峨まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（嵯峨孝和君） 今、お話のございました県北バスが独自に運行してる大野線が大野高校までの生徒を今までは学校の時間にあわないということでございまして、生徒は乗っておらなかったわけですが、今般、新聞報道等の状況がございまして、今、現に大野高校の始業時間に間に合わないよ

うな形にはなっておりますが、高校のほうではまず、そこは遅刻扱いにしないということでございまして、今、洋野町、それから久慈市、それから大野高校さんと県北バスも含めて4者で通学に支障のない時刻を改正するために、今、10月1日改正に向けて協議をしているところでございます。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 小倉委員。

○小倉建一委員 77ページ、中段の補助金等の関係になりますが、地域コミュニティ振興事業費補助金、約2,200万ということですが、この事業も約40もの事業を各地区あるいは団体等でよくやっているなあと、このように思っておりますが、この補助金に対して総事業費はどれくらいになっているのか、お伺いしたいと思います。

もう一点ですが、この変わった事業ということでツリーイングクラブ「きになるくじ」という事業がありますし、また、山の駅南部曲屋の会というところが整備事業等をやっておりますが、この概要とその補助した成果についてお伺いしたいと思います。

○委員長（中塚佳男君） 嵯峨まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（嵯峨孝和君） 地域コミュニティ振興事業についてご質問いただきました。

まず、全体の総事業費レベルでのお話でございましたが、21年度総事業費でいきますと、39事業で3,090万3,613円という事業規模になります。

先ほどお話のありました特徴のある事業ということで、ツリーイングクラブ「きになるくじ」、こちらは確か交流、木登りのツリーイングのインストラクターの方を町内のほうでお呼びしまして実施したものというふうに理解しておりました。

また、南部曲屋の部分ですが、これにつきましては古い曲屋といいますか、そこを改修、若干手直ししまして、そしてぐれっとやまがた街道祭ですか、その会場にもなったやに想定をしております、一定の地域振興については図られたものというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 小倉委員。

○小倉建一委員 山の駅という、この南部曲屋ですが、非常に道の駅があったり、海の駅があったりいろいろあるわけですが、山の駅でどういうところでこれやっ

ているのかという興味はあったものですから、もし、場所等あって行ってみたほうがいいというような宣伝でもあれば、ひとつお知らせ願います。

○委員長（中塚佳男君） 嵯峨まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（嵯峨孝和君） 来内地区にございまして、久慈方面からといいますか、スキー場のほうから行きますと左手のちょっと高台のところに整備してございます。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 85ページにかかわって、選挙管理の関係なんです、ことし首長選挙、そして国政選挙があって、その結果を経て議会のほうでも選挙の執行のあり方等について、るる意見が出されておったわけですが、選挙執行にかかる選管のこれまでの協議事項といいますか、項目、選挙執行にかかわっての協議、選管の会議が開かれると思うんですが、その協議の項目というんですか。

それから、議会等でもいろいろ意見が出されておるわけですが、その投票のあり方とか、いろいろ出されておると思うんですが、それらがそういうところでのどのように審議なされたり、また、その審議の過程で委員の皆さんから出されておる主なる意見等あったら、ご紹介いただきたいなと思います。

それから、89ページ。やっぱり選挙の関係なんです、選挙ポスター掲示場設置の関係なんです、これもやっぱり選挙執行前に毎回、場所については協議しているかと思うんですけれども、この設置場所の関係でどのような考え方で設置されておるのか。また、業務委託の内容がどのようになっているのかお尋ねいたします。

○委員長（中塚佳男君） 勝田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（勝田恒男君） 選管に対するご質問にお答えいたします。

まず、選挙管理委員会でのようなことが協議されているかということでございますが、有権者の定時登録ですとか、あとは選挙があった場合はその選挙にかかわる立会人等の決定とか、そういったのを決めるのが選挙管理委員会でございます、選挙管理委員会が終わりました後で、その意見交換ということで今議会でも問題になりました無効票がなぜ多いのか、そ

った問題等について話し合いをしているところでございます。

あとポスターの掲示場でございますけれども、これについては選挙管理委員会で立てる場所は決定しております。また、さきの議会でも人目につかないところに掲示してある、そういったポスターがあるということで再度立てる場所の見直しですとか、そういうことを行いまして、箇所数についても若干ではございますが、減らしていつているところでございます。

あと看板設置の業務委託の考え方ということでございますが、国政選挙につきましてはリース看板に切りかえております。これまでは自前でペニヤを打って、あと業者をお願いして設置しておりましたけれども、リース方式でそして業者が回収するようなアルミ製の掲示場に切り換えてございます。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 77ページの三鉄の関係でございますが、これは主要な施策の成果に関する説明書の45ページを見ますと、岩手県三鉄強化組織協議会負担金が235万6,000円、鉄道軌道輸送高度化事業補助金が525万500円、三鉄資産対策費補助金が47万6,650円。それから、三鉄運営補助金が1,486万9,727円で、合計、私の計算だと2,295万1,877円が21年度で支出をされているというふうになっております。たしか、三鉄運営補助金は平成22年度は2,114万8,000円予算化されているんですよ。三鉄のたしか固定資産は昨年、市が寄附を受けた形になっているかと思いますが、この三鉄の維持運営していくために、今後市の負担、関係する自治体の負担が最高——ふえていくのか、今後の見通し。

私の調べたところでは、三鉄施設整備補助金500万が平成22年度は少なくなつて、三鉄運営費補助金が平成22年は2,114万8,000円に1,400万からぐーっとふえているわけですよ。これぐーっと未来もふえていくのか。未来、ここ5年なり10年なりの先の三鉄に対する市の負担の見通し、どうなっているのか、お聞かせいただきたい。

三鉄を利用して、地元の足としていろんな利用してもらって活用するのは当然大事なことだし、と同時にやっぱり地方自治体への負担がかなり強化になってくるのは非常にこれは問題でもあるし、その点についてとやっぱり国に対してきちんとものを申し上げていか

ないとならないというふうに思うんですけども、今言ったように21年度、22年度はこうやってその5年ぐらい先はどのような動向になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう一つ、今の選挙の掲示板的なことが質問あったようなんですけれども、実はその掲示板的な設置場所と選挙管理委員会でいただく名簿がかなり違うところがあるんですよ。例えばどここの家の前とかというふうにあるわけなんですけれども、全く違う場所についているんですけれども、あの調査はどうなっているのか。やっぱり設置するときに、もっと吟味して職員の方が調査をして現実に設置した場所はかなり1カ月なり、半月前に調査、委託をして設置するわけけれども、本当に設置した場所と設置場所の名簿が正確かどうか、これを確認していただかないと、非常に掲示をするときに時間も要するし、大変混乱しているんです現場は。そういった意味ではそのチェックがどうなっているのか、お聞かせください。

○委員長（中塚佳男君） 嵯峨まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（嵯峨孝和君） 三鉄に関連いたしましてご質問のほういただきました。

将来の負担の見通しということでございます。三鉄につきましては、一昨年から100万人を切るということで非常に厳しい状況が続いております。ということで、昨年度から国の再構築事業ということで、平成25年度までの予定で今後の負担金を一応算定しているところです。それによりますと、久慈市の平成22年から25年までの負担分は8,135万5,000円というふうになっておりまして、年度別では平成22年2,114万7,000円、平成23年度が1,908万7,000円、24年度が2,178万7,000円、25年が1,933万4,000円というような形で、現行はこの額での計画上は予定で進むということでございますが、今後につきましても三陸鉄道ではさまざまな削減といえますか、努力等もしておりますので、こういったところと今年、また10月に山口新駅が宮古に開業する予定になっております。こういった部分で何とか利用者のほうも増やしまして経営の改善につなげていければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 勝田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（勝田恒男君） 先ほど委

員からご指摘のあった事例1件ございました。今後はこのようなことがないように努めてまいりたいというふうに思っております。大変ご迷惑をおかけいたしました。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 今の三鉄のことですが、いわゆる運営費、補助金については平成22から25まで8,135万5,000円だと、今、年度ごとの数字が出たんですけれども。それ以外にも例えば、今年度四つの名前が出ているわけですが、これがいわゆるこういう協議会負担金とか補助金、それからその施設輸送高度化補助金とか、三鉄資産対策補助金とか、こういった四つに分類されてるんですけど、そっちのほうはなくなって、一つの今言った8,135万5,000円に集約されているのか。これはこれとして別であって、さらに平成21年度決算になっている他の出し方についてもずっと続くのか。そうしますとトータルが違ってくるんですが、お知らせください。

平成21年度は今言ったように補助金の分は1,485万9,000円です。それ以外にさっき言ったように3事業でトータルで2,295万2,877円出ているんですね。このトータルの数字が今言った、今後、22年度以降はこの8,135万5,000円、平成22年度が2,100万、次が1,900万、2,100万、1,900万となって、この額が限度額になるのか。その辺をお聞かせください。

○委員長（中塚佳男君） 嵯峨まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（嵯峨孝和君） すみません。質問に対しましてちょっと答えが足りなくて申しわけございませんでした。

先ほど申しましたうちで三陸鉄道の強化促進協議会の負担金、これにつきましては今後もどの程度の額でいくかあれですが、これは通常、人口割なり基準財政収入額ということでおおむねの率が13.55%程度で行っておりますので、よほどの大きい事業がない限りはこの235万6,000円程度で、これは残る。それ以外の部分については、先ほどご答弁申し上げました金額の中に含まれるということで、残るのは強化促進協議会の負担金と、先ほど申しました金額ということでございます。ご了承願います。

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

3款民生費、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 これは99ページの介護保険につい

て2点、お尋ねします。

第1点は、この保険料の減額制度ということですが、久慈市の場合にこの減額制度で適用なった件数、金額をお聞かせください。

2点目は介護保険の保険料の税額控除の問題です。いわゆる社会保険料控除ということで、家族も含めて控除対象になるというのは別の制度ではそうなんです。介護保険の場合はいわゆる本人以外はだめだという制度の仕組みになっているじゃないですか。そうすると、非常に、いわゆるせつかく控除できないのができないという問題が生じて、利用者といいますか、には不満があるというふうに聞くわけですが、その現状と方向性について、どうなっているか。その2点お聞かせをください。

○委員長（中塚佳男君） 米澤介護支援課長。

○介護支援課長（米澤喜三君） ただいま介護保険サービス利用者負担金助成関係の減免、軽減に関するご質問をいただきましたけれども。平成21年度におきましては、この軽減の対象になった人数はございませんでした。

なお、前年度におきましては、6人の方が対象になってございます。前年度というのは平成20年度でございます。

それから、もう一点の部分につきましては、介護保険の関係の税額控除ですけれども、これは本人でなければ対象にならないということでございます。

○委員長（中塚佳男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 21年度、保険料の減額制度の適用、21年度実績ない。そうすると、まず、聞きますが、対象がなかったというのは、どういうことで対象がなかったんでしょうか。その減額の制度はあるけれども、余りにも厳しいといいますか、厳しくてなかなか適用にならないという制度的問題はございませんか。

それから、この保険料の税額控除の問題では、本人以外だめだという仕組みですよね。ほかの制度であれば家族も対象になるわけですよ。そういう点ではやっぱりこれをまさに制度的欠陥だと思うんですよ。そういう点では速やかに是正されるように、政府関係方面に要望すべきだと思うんですが、再度お聞かせください。

○委員長（中塚佳男君） 米澤介護支援課長。

○介護支援課長（米澤喜三君） ただいまの軽減の算

定式といえますか、これらの関係でございますけれども、社会福祉法人等が軽減をした額から本来受領すべき利用者の負担、収入の1%、これに対して2分の1が補助されるようになってございますけれども、そういう実際は軽減をしてもマイナスの金額が算定になってしまうという、というふうなことで請求はゼロということになっているものでございます。

委員ご指摘のとおり市としても予算化はしておりますけれども、こういう算定式に基づいて計算した場合には軽減にならなかったというようことで、この部分については——何と申しますか、軽減がなされるような形になるのが望ましいのかなというふうに私自身考えているものでございます。

それから、もう一つの部分ですけれども、家族すべてということでございますけれども、この部分につきましては何と申しますか、現行の制度に沿って対応する部分ではなかるかなというふうに考えております。

○委員長（中塚佳男君） 澤里委員。

○澤里富雄委員 97ページの老人福祉費についてでありますけれども、高齢化対策についてでありますけれども、先般の一般質問で久慈市の高齢者は12名でいずれも所在が確認されているというような答弁があったわけですけれども、その後の新聞報道によりますと、久慈市の100歳以上の高齢者数、これが久慈市においては28名、そして最高齢者が131歳というような新聞報道があったわけですけれども。この12名と28名の差というのがどういう関係でこういう状況に出たのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（中塚佳男君） 野田健康福祉部長。

○健康福祉部長（野田口茂君） 先般の一般質問においてご答弁申し上げましたのは、市長のほうからもご答弁しているとおりでございます。私も健康福祉部が所管しております久慈市に住所を有する100歳以上の高齢者12名についてということでご答弁を申し上げたところでございます。

その12名のうち、8名が入所していて4名については面会で確認をし、100歳以上の住所を有する方についてはすべての確認を終えているということをお話ししたところでございます。

○委員長（中塚佳男君） 中居市民生活部長。

○市民生活部長（中居正剛君） 先般の新聞報道でございますが、これについては戸籍簿による100歳以上

の人数ということでございまして、この戸籍簿による100歳以上の方々はいずれも住所が未記載の方々でございます。

○委員長（中塚佳男君） 澤里委員。

○澤里富雄委員 今の答弁だと、12名のほかに8名と4人、そのほかに。

〔発言する者あり〕

○澤里富雄委員 ああ、そうですか。12名の内訳が8と。わかりました。すみません。

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

4款衛生費、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 109ページの元気の泉の関係でちょっとお聞きしますが。皆さん、行ってみたことがあると思いますが、元気の泉には中庭がありますがご存知ですよね。中庭の状況っていうのは、今、どういう状況にあるか、認識している中身を教えてください。まず最初に。どういう状況にありますか。

○委員長（中塚佳男君） 大森保健推進課長。

○保健推進課長（大森正則君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

元気の泉の中庭につきましては、樹木といえますか、結構高い木が1本ございます。あと芝生的なところが数カ所ございます。そのほかに現在の状況でございますけれども、植栽といたしましてプランター等置まして花とか、今はヒマワリ等を植えている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 建設当時の目的は何だったんですかその中庭は。今、るる説明あったんですけど、ほとんど使われていない。1本樹木も立っていますけど、かなり弱っているし、それからああいうつくりの中で植物が育たない、育ちにくいような状況だしね、行ってみると。本当に、あそこに行った方々が例えば散歩とかゲートボールとかするとかっていった場合に、例えば人工芝を敷くとか、何か方途を考えないと現状ではほとんど使われてない。本当に設計上のミスなのかどうかわかりませんが、当時利用しようと思った状況には既になっていないというふうに私は現場を認識しているんですが、行った方も非常にこれは何だというような状況に見られますので、これは検討して改善方をぜひ図っていただきたいと思うんですが、その方向に

ついてお聞かせください。

○委員長（中塚佳男君） 野口健康福祉部長。

○健康福祉部長（野田口茂君） 今、委員のほうからお話ありました元気の泉の中庭でございます。確かに利用状況、いわゆるあちらに元気の泉を利用されている方々が利用している状況というのは、そんなに多くはないというふうに思っております。特にことしのような猛暑と申しますか、ああいう状況の中にあります。中庭も含め、それから外構部が大きいということから、今後、それらも含めた利用を快適な感じで利用できる状況について検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（中塚佳男君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 111ページの医学懇談会補助金にかかわって、県立病院の調理の分野についてちょっとお尋ねしたいんですが。実は、そこに働いていた従業員からの、いわゆる仄聞といいますか、話を私がされたことを今、皆さんにお話をしますが。

今、その方はもうその職場を辞めました。と申しますのは、調理の食材を働いている方々が全員で持ち帰るようなんですよね。働いている方々がですよ。いわゆる在庫表の管理をなされていないようですね。そして、それに一緒に加担していないと、いわゆるすごいじめに遭うんだそうです。これは恐らくだれもご存知ないと思いますが。そして、その方のお話だと、監視カメラが入り口にはついているそうなんですが、例えば正面の入り口には、食材管理のほうには向いていないということで、わかられることはない。ということで、私にそのようにその方がお話をしまして、とても私はあそこには勤めていけないということで、とにかくその方は随分と悩んだようございまして、ご飯も食べれないで体調を悪くして、嘔吐するぐらいまで体調が悪くなって、とても勤めていられなくなったとあって、その方が辞めたそうですけれども。

実際問題として、これはあくまでも私は仄聞ですので証拠があるわけでもありませんし、ただ、その方の訴えでございますので、これはその食材管理なり、そういう方法を検討すべきではなからうかなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

県立病院ですよ。

○委員長（中塚佳男君） 野口健康部長。

○健康福祉部長（野田口茂君） 医学懇談会は地域の

医療をどうするかということで設置している談話会に対する補助金の内容でございます。

今、委員のほうからご質問のありました部分につきましては、県の施設でありますことから県が施設管理をしているという、当然のことでございます。

今、お話しがありましたことには県立病院の事務局のほうにその旨は伝えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

5款労働費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

6款農林水産業費、質疑を許します。泉川委員。

○泉川博明委員 132ページ、水産業費になろうかと思えますけれども。現在、岩手県の漁業取締事務所が本県の海域を取締船「岩鷲」と「はやちね」の2隻で監視業務は実施しているところでございますけれども、当市におかれましても春先に分室が開所され、沿岸北部の取り締まり業務を行っておりますが、聞くところによりますと北部には何日も配置せず、県南業務につかれる傾向が多々あると漁業関係者の方々が言っております。今後におかれましても、本県の豊かな海を守り、将来に至って漁業を維持し、発展させていくためには密猟や違反のない海を構築していくことが大切であると考えます。

このような観点から申しまして久慈港に常時配置とまではいかないまでも、北部海域も重要視し、せめて連続して四、五日の配置が望ましいのではないかと思います。このことについて県の関係機関に要望していくべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○委員長（中塚佳男君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 今の密猟対策岩手県取締事務所との関係についてお話しいたします。

これにつきまして、岩手県漁業取締事務所のほうからお聞きしましたところ、ことしの状況については捜査上の問題があるということで様子は教えてもらえませんでしたけれども、去年の状況につきましてお聞きしたところ、久慈には23日の駐留をして、捜査、いろいろ取り締まり等を行っているというふうに伺っております。

そういうことでございますので、いずれ密猟防止等に対しましては状況を教えていただくよう、また、県

北沿岸地区にも積極的に監視体制をしていただくよう取締事務所のほうにお願いしていきたいと、そういうふうに思っております。

○委員長（中塚佳男君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 129ページの林業構造改善事業訴訟費用負担金5万3,647円のところにかかわってお尋ねをしたいと思います。

以前、一般質問の関連質問でお聞きしたときに、前の7対1の負担割合、そういうことで今後もこの訴訟の費用等についてもそういうことなのかとお尋ねをしたときに、県のほうでは市には今後負担を求めないと、そういうことの答弁をいただいたと思うんですが、そのことでよろしいのかどうか、お尋ねをします。

○委員長（中塚佳男君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） トレーの訴訟費用の負担金について、お答えいたします。

この費用につきましては弁護士の裁判費用ということでの費用でございまして、議員おっしゃいましたように7対1の負担割合でこの5万3,647円でしょうか、これを負担しているものでございます。

○委員長（中塚佳男君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 私の聞き違いかもしれませんが、いずれ前に聞いたときには、この7対1とかいう負担割合、今後出ないというふうな感じの答えをいただいたと記憶しているんですが、そうすれば、例えば、今17日にその判決が出るということなんですが、いずれ負担が訴訟費用等で出れば、今後も7対1の負担割合で、ということになるのでしょうか。

○委員長（中塚佳男君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 今、委員おっしゃった点についてどの時点でそういう当局のほうで、私どものほうでお話したか、ちょっと記憶にございませんで、大変おそれいますけれども、いずれ裁判が続く限り裁判費用については県と市で7対1の割合で負担していかなければならないと考えてございます。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 129ページの市有林立木調査業務委託料にかかわってですが、これは立木調査をしたようですが、今年度もまだ、公売というか、入札をする予定なのか。

それと131ページの林道道路維持工事にかかわって、

これは場所はどこなのか、教えていただきたい。

○委員長（中塚佳男君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 市有林の委託についての答えいたします。

これについては市有林の立木売り払い調査と立木の本数、面積等を調査するものでございます。

また、今、今年度もあるのかということでございますが、今年度も予定しております。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 角産業建設課長。

○産業建設課長（角伸之君） 私のほうからは林道維持工事につきましてお答えを申し上げます。

場所でございますが、繫1号線の側溝、それから大城線の取水ます、繫2号線のオーバーレイ、横地線、岩井川線横断溝でございます。あと繫地区の視線誘導標の設置工事を行ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 133ページ、水産業関係なんですけど、ことしの夏の猛暑、熱波の関係なのかどうなのかわかりませんが、海水温が大変高くて、夏の漁、サンマをはじめ大変な影響が出ているというふうに思っておりますが、この久慈の市場、水揚げ関連について関して、サケなり、夏イカ漁なり、この海水水温の高温による影響はどのように、今、現在のところまでとらえておるのか、水揚げ等どうなっているのか、もしおわかりでしたら、お知らせいただきたい。

○委員長（中塚佳男君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 海水温にかかわっての水揚げの状況でございますが、まず、海水温の情報でありますけど、平年より2度から4度高いというふうな状況であると伺っております。

それにつきまして、水揚げの関係でございますが、イカにつきましてはまず、前年並みとはいかないんでございますが、それ相当の水揚げがあるというふうに伺っております。

また、サンマにつきましては例年でありまして水揚げがあるということでございますが、きょう初めて久慈港に水揚げがあったというふうに伺っております。

○委員長（中塚佳男君） 山田委員。

○山田光委員 ちょっとまとまってないんですけど、質問させていただきます。

119ページ、この農業委員会の農業委員さん方の報酬関係のところでは会議をしてるわけですが、この農地法のことについて若干質問をさせていただきます。農地法第3条、4条関係、5条のことですが、農地法第3条2項第2号の関係ですが、この権利を取得しようとするものが農業生産法人であるものに申請があったかどうかということを第1点です。

それから、農地法の3条は転用を目的としない農地等を売買する場合であったと思ってましたけれども、30件ぐらい取り扱ってるようですけども、この取得後に自分が取得したんですけども、貸して営農をさせているものがあるか、いるかどうかということです。

それから、法第4条は4件ぐらい取り扱っていると思っておりましたが、これは農地を農地以外のものにする行為なんですけど、何に転用をされようとしたものだったのか、をお伺いします。

それから、最後になりますけれども、この3条から5条に適用外条項が規定があるわけですが、その証明をしておったかと思っておりますが、この3件取り扱っていると記憶してはいたけれども、国県の公共地にかかわるものだったのかどうか、それはなんだったのかなあと、その辺をひとつよろしくお願ひします。

○委員長（中塚佳男君） 藤森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（藤森智君） 農地法の許可申請にかかわるご質問にお答えいたします。

21年度に農業生産法人から申請があつての許可等があるかということが1点目だと思ひますが、これにつきましては全体の件数では3条、今、お話しのとおり3条、4条、5条適用外というふうな区分で、今、お話しのとおりなわけでございますけれども、具体的なものにつきましてはちょっと確認をしなければお答えできないものでございます。総体の件数でお答えを申し上げますが、まず、3条につきましては贈与、売買、貸借、使用貸借交換等の部分でのこれは個人、法人も農業生産法人もですけども、そのところで30件の申請があり、面積的には22ヘクタールほどの移動があるということでございます。

それから、農業経営基盤強化法、促進法という法律があるわけですけども、いわゆる農地の集積等を伴うものでございますが、これにつきましては21年度は59件で、36.8ヘクタールほどの移動があつたということでございます。

それから、4条でございますが、これにつきましては21年度4件、これはいわゆる所有権の移転を伴わない転用と、例えば宅地とか、山林とか、そういうふうなものに転用するもの。4件で5,212平米ですから50アール程度ということでございます。

それから、5条はいわゆる所有権の移転を伴う、権利移転を伴うものでございまして、これにつきましては37件で2ヘクタールほどと、先ほどと同じように個人住宅とか、あるいは農地以外のものに転用する場合のものでございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○農業委員会事務局長（藤森智君） 失礼しました。適用外につきましては、3件で面積が263平米ですから、2.6アール程度ということになります。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 山田委員。

○山田光委員 適用外の面積はいいんですけども、どこの関係でしょうか。どこの関係にそれはなるんだつたのか。どこの。

○委員長（中塚佳男君） 藤森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（藤森智君） 今、場所につきましては資料を取り寄せてお答えを申し上げますので、少々お待ちをいただきたいと思ひます。

○委員長（中塚佳男君） じゃ、後ほど保留をしてください。

山田委員。

○山田光委員 33ページの、このウニの種苗放流事業補助金にかかわってところの確認をさせていただきたいんですが、たしか、これは事業報告の中にも542万3,000円、久慈市の漁協へお願ひしているようですが、この中に海女センターの海女さんたちがウニを取って観光客に与えているわけですが、この分は前は確かその分も入つての補助金だという気がしてましたけれども、今は海女センターで取つてる分は、海女は海女の収入からそれを、ウニを買ってやっている状況であると聞いたんですけども、そこがちょっとどうでしたでしょうか。あれでしたか海女の分は入ってない。観光客にふるまう、要するに大きくならせてそのまま入ってなかつたのかどうか。そこをちょっと確認したいんですが。

○委員長（中塚佳男君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） ウニの種苗についてのお話ですが、海女センターへのウニの提供というのは含まれておらないと、そういうふうに思っております。

○委員長（中塚佳男君） 山田委員。

○山田光委員 前、私担当していた経緯があるわけですが、そこにそういう補助を出しているんだから、いいんでないかという話だったと思っています。したがって、いつのときからこうなったのかわかりませんが、そうなりますとやっぱり海女の分も生産部さんもちょっとこの補助金をふやしてやっていく必要があるだろうなあとこんなふうに思っていますので、今後についてのお考えを聞きたいと思えます。

○委員長（中塚佳男君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） これは海女の方に提供するウニはもう成長したウニでございますので、これはあくまでもウニの種苗ということの補助になっておりますので、その辺考え方は違っていますので、はっきりとそこは分けて進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 農地費に関連して1点お聞かせください。大川目圃場整備が完成をして道路自体もかなり完成したようなんですが、供用開始がまだないようなんですけれども、お聞きしたところ、いわゆる交通関係のいろんな標識等の整備と、あるいはガードレール等の設置等が県の事業ですから、県のほうでやってから供用開始というふうに伺っているんですけれども、いつごろ供用開始になるのか。

それと、大川目の溪流のところに入り口というか取りつけ口があるんですけれども、あそこから水田の真ん中を通して、立派な道路が通っていますけれども、どういう状況になっているのか、お聞かせください。

○委員長（中塚佳男君） 古屋敷農政課長。

○農政課長（古屋敷重勝君） ただいまご質問のありました大川目地区で整備した一般農道の開放の時期でございますが、おっしゃるとおり県のほうでは交通安全標識等を設置しなければならないということで進めておりましたけれども、財政難であることから国の補助金をもらって実施するというので、今、2週間ほど前から発注、それから工事中でございますが、9月中旬ごろには開放になるかという情報をいただいております。

ります。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 小倉委員。

○小倉建一委員 123ページ、べっぴんの湯商品開発業務委託料847万ほどなわけですが、非常にこれは期待されるわけですが、この成果についてお伺いしたいと思います。

○委員長（中塚佳男君） 古屋敷農政課長。

○農政課長（古屋敷重勝君） ただいまご質問のありましたべっぴんの湯の商品開発業務についての成果をご説明いたします。

まず、新商品の開発でございますが、石けんを開発いたしました。その次に保湿タイプの化粧水を開発いたしました。それで21年度事業においてはそれぞれ4,000個ずつ商品を仕入れております。その結果、現時点、8月28日現在でございますけれども、石けんについては4,000個完売をいたしました。それから、保湿ミストにつきましては新たに5,000個を発注いたしまして、その中の全体で9,000あるんですけれども、第1次で発注した4,000個については完売をして、プラス100個という状況の中で業務を進めております。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 小倉委員。

○小倉建一委員 今のこの商品にかかわってですが、もうかれば市にも収入があるかというような答弁をいただいたところですが、その辺の状況についてお伺いしたいと思います。

○委員長（中塚佳男君） 古屋敷農政課長。

○農政課長（古屋敷重勝君） べっぴんの湯の営業状況についてご説明をいたします。

確かに前のこの委員会の中で私、営業の黒字化を目指したいというお話しを進めてまいりましたが、残念ながら21年度については赤字でございました。と申しますのは、商品開発が3月までずれこんだ。しかし、物は仕入れなければならなかったということで、仕入れ費が300万ほどございますが、その中でおいて収入であります売上金がどうしても間に合わなかったという内容でございます。現在のところ300万ほど単年度で赤字になりました。これは委託料を引いて300万ほどの赤字になっているという状況でございます。

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

〔発言する者あり〕

○委員長（中塚佳男君） 先ほどの答弁の保留。質問の保留、答弁させます。

○農業委員会事務局長（藤森智君） 先ほど答弁保留させていただいております農地法にかかわる適用外申請にかかる具体的な場所等でございますが、夏井町鳥谷地区でございますけれども、公衆用道路にこの適用外というのはいわゆる20年以上程度、農地以外になっていて、かつその農地への復旧が不可能なような場合というようなものでございますが、それ夏井町鳥谷の公衆用道路1件、それから宇部町16地割の山林、それから長内町12地割の宅地という3件でございます。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 先ほど畑中委員さんのご質問に答弁漏れがございましたので、私のほうからお答えをいたします。

サケ、マスも聞かれてございました。22年7月末の数字でお答えいたしますけれども、前年同期との比較でお答えしたいと思いますけれども、22年度の場合、水揚げ量は約14トンでございます。それで前年同期の場合は9トンでございますので、5トンの増になってございます。金額ベースで申し上げますと22年度の場合は1,060万程度、前年度21年の同時期は830万程度でございます、いずれも増になってございます。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 7款商工費、質疑を許します。上山委員。

○上山昭彦委員 139ページの備考でいうと2段目、巽山公園と県立久慈病院跡地広場整備工事ということで、こちらは前回の一般質問でもお聞きいたしましたけれども、憩いの空間ということで整備された場所があります。こちら駐車場は憩いの空間というだけではなくてイベント広場、駐車場付きのイベント広場という面もあると思っておりますが、こちら、下のほうの春まつりにも補助しておりますけれども、イベントに関してはどれぐらいのイベントが行われているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（中塚佳男君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） イベントに関しましては現在、街の駅・久慈、観光物産協会等でいろいろな事業を行いまして、例えばことしであります、街なかキャンプ事業とか、あるいは新しい部分ですと街

なかキャンプ事業、それからバイク愛好者の集会、六県ロールとありますが、そういう新規事業を行っております。また、例年開催しております環境緑化まつりとか春まつりとか、そういう部分でいろいろ活用されておりますので、よろしくお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 上山委員。

○上山昭彦委員 新しい事業もされているようで、これからもせっかく駐車場もついた、芝生も張られた、環境のいい場所と思っておりますので、そちらでイベントを多くやっていただいて、街なかにたくさんのお客様を回遊していただけるようにしたいと思います。

それでももう少し、さっきの下の139ページの下のように久慈地方産業まつりのことが出ておりますけれども、昨年度久慈地方産業まつりも行われましたけれども、こちらについてお客様の状況、どれぐらいの来客とかイベント等の状況をお聞かせいただければと思います。

○委員長（中塚佳男君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） 産業まつりに関しましては、昨年ですと、例年やっていますが、IBC民謡まわり舞台とか、昨年はそれとは別に久慈中学校の吹奏楽部の定期演奏会、それから消防の救急フェアとか、あとは久慈地方振興局が開催しましたやまぶどう短角フェアというのを実施しております。

入り込みのほうにつきましては、昨年は2日間で1万6,620人、これは前年度、20年度に比べまして、600人ほどの増加となっております。出店数につきましても20年度に比べて昨年度は16件ほど多い状況になっております。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 上山委員。

○上山昭彦委員 これは商工部門ということで商工会議所が担当する部門もあると思っておりますが、これは別の入り込みとか出店者の数だったでしょうか。

それとあとことしのほうに少し入らせていただくんですが、ことしの産業まつり少し形態が変わるようですが、その辺おわかりでしたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（中塚佳男君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） 先ほどの出店数の数字につきましては、全体での数字でございます、商

工まつりに関しましては昨年度27件、これは20年度に比べますと1件減でございます。

ちなみに今年度の事業といたしますと例年のとおりのIBC民謡まわり舞台、それから消防救急フェア、ことしの新たな部分でありますと、岩手県のほうで実施しますが、地デジのPRを兼ねました地デジフェア、それから木工工作コンクールの表彰式などが行われます。なお、まだ、これから産業まつりの実行委員会が開催されて正式に決定になりますが、今年度はいわゆる後ろ側の第2体育館、そちらのほうの商工まつりの入り込みのほうに課題がございますので、どちらか全面的に前のほうに、駐車場のほうに出店をふやそうという形で現在動いております。第2体育館のほうはもしかすると使わないで商工まつりのほうもテントにより駐車場のほうで行う形を現在検討しております。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 143ページ、地下水族科学館改修工事とかっていう工事関係、地下水族館にかかわっての項目があるんですが、この水族館なり科学館がもうらんびびあり、開館するに当たって、大変この地下ではありますけれども、石油等危険物が貯蔵される中でそこに不特定多数の人が入館するというふうなことで、大変観光施設を建設するに苦労があったというふう聞いております。もう開設以来十七、八年になるわけですか。

そこでこの施設には石油コンビナート災害防止法なり、消防法なりの適用があって、そういう法をクリアしてこの施設が開館になったというふう聞いていますが、この十数年間に消防法なり、石油コンビナート災害防止法等についての何といいますか、抵触するような、いろんな問題が生じたり、指摘されるような危険なり、いろんな問題な点があったのかどうか。その点をお聞きしたいと思います。

また、構造物ですから、石油を長期間将来にわたって貯蔵する岩盤でありますから、多分もう100年とか200年、その岩盤はそう崩れたり、劣化したり、手を加えることがなくても維持できるものだと思うんですが、このトンネルの構造、これが定期的な調査なり、そういう手を施さなければならないような構造物なのかどうかというのを第2点目、お伺いしたいと思います。

私は先般、一般質問でこの地下空間の関係で質問させていただいたんですが、なかなかいろんな法律等のかかわりもあって、地下空間使うにはなかなかいろいろなハードルの高い、クリアしなければならないところがあるというふうな回答だったと思うんですが、参考までにサービストンネルとそれから非常用トンネル、それから作業用Bトンネルってあるようなんですが、このトンネルの延長距離と幅員、高さの規模がどのようなものか、おわかりでしたらお尋ねしたいと思います。

それから、やはり一般質問で山車の関係で私質問させていただいたんですが、今、街の駅で山車もちゃんと展示、保存されておるわけですし、それなりに観光客には久慈のまつりの雰囲気なり、情景は年間を通じてお伝えできているというふうに私もそう思っています。

ただ、私どもが視察研修なんかでいろいろ日本でも有数の観光立市といえますか、視察なんかした場合に核となる、この施設は日本有数の施設でそのために観光客が20万、30万、50万集まるというふうな核となる施設が必ずそこにはあるというふう感じてまいりました。視察のたびに。久慈の場合は今、体験型ですか、総合学習の一環で修学旅行といえますか、そういうふうなものなんかも来て、非常に地域の交流といえますか、人的交流の大地も徐々にできてきているというふうに思っているんですが、そこで一方で日本でこの山車の一番大きいまつりといえば、八戸の三社大祭だと思うんですが、人から聞きますと何か山車の規模もこれから先に向けて縮小する傾向にあるやに私は仄聞しています。そうしますと、本家は八戸かもしれませんが、そこからもいろいろ教えをいただいて、発展している久慈が規模的にもこれから今のままでももう、八戸を追い越すぐらいの規模になるのかなというふうに思っています。

あわせて私の経験からすれば、実は野田に、余分の話になりますけれども、野田に職場が変わって、砂まつりで砂の造形の製作にかかわったことがあるんですが、当時は8基も各職場なり、団体、学校なんかからも集まって、もう10基も十府ヶ浦に並んでおったんですよ。その中にはもう素人じゃなくて、もう本当にプロがつくったかなと思うぐらいのすばらしい作品もあったんですが、たまたまことし私もそれを思い出して

砂まつりに行ったら、一つも砂の造形がない砂まつりをやっておったんです。私はやっぱり人がつくる祭りってというのは、やっぱりそのときのかかわる人なり、地域の状況等で大変な浮き沈みがあるんだなというふうなことも感じました。久慈市の場合は、今、山車づくりなり、この秋まつりの山車にかかわる制作なり、そういう部分ではもう最高に盛り上がっている状況かなと思っています。

ですから、一つ二つではなくて、山車の数も少し多くて久慈市の観光まつりの核となるような、将来に誇って残していけるような山車を展示、保管して、将来にわたる財産としていけばいいのかなというふうなことを強く感じました。そういうことで、そのことを強く感じましたし、それからかつて県病の下のあたりに山車を集約的に展示するというふうな話もあったやに聞いたこともあります。やっている方々の思いもあるのかなというふうなことも感じて、実は一般質問させていただきましたが、その点。ちょっと長くなりましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（中塚佳男君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） それでは、まず、前段のほうのもぐらんびあ、地下水族科学館の部分とあとは秋まつりの部分についてお答えしたいと思います。

まず、地下水族科学館につきましては、お話しのとおり結構、消防法、災害防止法等でのいろいろな難しい部分があるかと我々も認識しております。同じ施設内でありましていわゆるバックヤードの立ち入り等につきましては、そこからもやはり、即そちらに入りますと警備会社に通報になって、警備員がいわゆる飛んでくるというような形で簡単には入れない。それだけ厳しいものでございます。

これまで消防法とか災害防止法上、何か抵触になるものというご質問もありましたが、その部分につきましてははないものと認識しております。

また、構造自体、岩盤で強固なものでございますが、やはり平成6年建築ということで、16年ほど経過しております。その中でトンネルの構造そのものじゃなくて、いわゆる機械等循環ポンプとか、いろいろな空調施設とか、いろいろな機械、水槽も含めてですが、そういう部分でやはり老朽の部分が見えてきておりますので、この部分につきましては総合計画の中で年次計画を立てまして逐次予算の範囲内ですが、補修なり改

善していきたいと考えております。

また、トンネルとか非常用トンネルとかにつきましては産業開発のほうで答えます。すみません。

次に秋まつりのほうでございますが、いわゆるご承知のとおり現在、山車の展示を土風館のほうで、展示館のほうでしてございまして、これを中心に久慈の秋まつりをPRしているところでございます。さらに昨年、ことしもテレビ、ことしも予定していますが、テレビでのお通りの日の生中継も実施したり、去年はツアー造成もあつたりということで、秋まつりが少しづつではありますが、県内外の方に周知されているものと考えております。

八戸の山車の規模が縮小になるという情報であります。その部分につきましては聞くところによりますとやはり動力の関係で、手動、手による人力で動かすということが基本になりそうな形なので、多分八戸のほうが大きくなる、縮小になるんじゃないかと予想しております。

そうしますと、文字どおりこのままでありますと久慈の大きさにおいては日本一の山車になるんじゃないかというのも予想されます。委員お話しのとおり、久慈の他の市町村に誇れる財産でございますし、将来にわたってこの財産が残っていくよう我々も一生懸命PRしながら努めていかなければならないと思います。

なお、展示館につきましては一般質問でも市長がお答えしましたとおり、費用とか、用地問題とか、いろいろな部分でございますので、現在のところはそのような考えはございませんのでご了解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 菊池産業開発担当部長。

○産業開発担当部長（菊池修一君） もぐらんびあの作業トンネルの規模のお尋ねでございますが、作業トンネル二つありまして、一つの規格、これは未利用、今利用されていない部分についてであります。幅が約7メートルでございます。それから高さが約6メートル、そして長さが約30メートルということでございます。

それから、もう一つの作業トンネルでございますが、幅がこちらと同じで7メートル、そして高さが約6メートル、そして長さが約180メートルということでございます。それから、最後のサービストンネルで

ございますが、こちら幅が約7メートル、そして高さが約6メートル、それから長さが約1,700メートルということでお聞きをしているところでございます。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 ただいまの143ページのもぐらんびあの関係ですが、ことしの繰越明許で工事やってるわけですが、工事の内容と先ほど答弁あったとおり16年経過しているということで、いわゆる耐用年数がそれぞれ来ているわけですが、今後の施設改修の見通し、当然年度ごとにやるというような答弁あったんですけど、金額的にどのような状況になっているのか、お聞かせください。

○委員長（中塚佳男君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） もぐらんびあの21年度の改修工事でございますが、もぐらんびあの奥のほうにあります音響ホールというところが開館して数年は音響ホール、音場ホールとして利用してはいたんですが、やはり湿気等ございます。また、場所柄やっぱ水回りの部分でいろいろ音響というデリケートな機械とうまくちょっと対応できない、湿気等の問題がございますので。そこら辺を解消すべく、有効利用すべく音響ホールの改修工事を行いました。これは手前にあります展示ホールと一体的に音響ホールを、展示ホールを拡大して音響ホールのほうも一体的に展示スペースとして使うという工事でございます。

また、いわゆるいろいろ設備等の耐用年数でございますが、それぞれにつきましてはかなりいろいろな部分、例えば5年とか7年とか、空調でありますと15年以上とか、それぞれの機種、機器等によってかなりの開きがあります。現在、うちのほうで考えています、たとえば来年以降の施設の改修等にかかる費用見ている部分であります、来年度はいろいろな施設修繕とか、圧縮機の塩分分解整備とかいうような工事等で600万弱ぐらいかなと。24年度はいろいろな施設整備、それから調和機のベルト交換とか、そういう部分がございますので、これも600万弱ぐらいかなと。25年度はトンネルの水槽循環ポンプ等の交換が中心になりまして、これは七、八十万ぐらいかなと、今のところ見ているところでございます。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 端的に2点お聞かせください。

一つは今も議論された地下水族科学館、この入場者数が18%近く前年度と比べて落ちていますが、この要因は何なのか。今後の対応も含めてお聞かせください。

2点目、土風館の入場者数と売上高の推移、それから土風館のテナントの動向、変わりがあったのかなかったのか、それも含めてお聞かせください。

○委員長（中塚佳男君） 一田商工観光課長。

○商工観光課長（一田昭彦君） もぐらんびあでございますが、21年度は入場者が、入館者数が5万4,950人と20年度に比べますとお話のとおり18%ぐらい減少しております。

これの要因としますと、20年度には大規模改修があったという部分で、そういう部分のPR等もありましてお客さんが見えになったという部分があります。また、改修の部分につきまして若干、休業した部分もございますので、それが影響したのかなと見ております。

ことしにつきましてはやはりことしの夏は猛暑でございまして、海関係、いわゆる海水浴場とか、プールは非常にいいんですが、ちょっと施設のほうは伸び悩んでいるかなというふうな感じとらえております。

土風館につきましては入り込み数はご承知のとおり目標額に比べまして20年度は64万9,000人と21年度はさらに上回った67万5,000人ということで順調に推移しております、今年度につきましても8月時点でございますが、20年度、21年度の同月比を上回った数字になっております。ということで、土風館につきましては観光バス等の立ち寄りが割と定期化、定例化しておりますので、その部分でいわゆる入館数がふえているんじゃないかなと思っています。

ただ、売り上げに関しましては、売り上げも伸びているんですが、街の駅久慈から聞きますと、当初、街の駅久慈で立てていた売り上げの目標には足りないということでした。ということで、今数字はちょっと細かい部分は持っておりませんので、申しわけございません。

また、テナントに関しましては2件テナントが減っております、そしてその部分、テナント内でのいろいろなレイアウト配置がえを通しまして対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時といたします。

午後2時45分 休憩

午後3時00分 再開

○委員長（中塚佳男君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

審査を継続いたします。

8款土木費、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 お尋ねいたします。市営住宅の問題で、結露対策、以前にも取り上げて改善方を要望しておったんですが、現在の到達状況、どのようになっているのかお聞かせいただきたいのが第1点。

それから、除雪対策でいわゆる民間の業者もなかなか業者数も少なくなる、あるいは業者が持っている機械設備やオペレーター等の不足も言われておるわけですが、そういう点での確保策、やっぱり市としても何らかの形で考える必要はあるんじゃないかということ、この努力していただいて、頑張っていただいているのはまさにそのとおりでございますが、除雪でも大分残して除雪して、もう一回やり直しをかけなくちゃならないというような、雪質の問題もあろうかと思うんですが、そういう点からすればやっぱりそういう訓練といたしますか、練習といたしますか、そういう場の設定も必要なかなど、素人的には考えるわけですが、その辺どのようにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上2点。

○委員長（中塚佳男君） 佐々木建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木成人君） 結露対策についてお答えいたします。

現在、幸団地ですが9戸の分について入札が終わりました、今後押し入れの断熱について進めてまいりますと考えてございます。よろしく申し上げます。

○委員長（中塚佳男君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） ただいまの除雪にかかわってのご質問にお答えいたします。

2点ほどいただきましたが、まず第1点目の除雪機械が少なく民間の機械等が少なくなっている。対策はということでございますが、少なくなる部分について

はなかなか止めるということも難しいかと思いますが、工事現場等で効率よく使っていただくような努力を我々もしていかなければならないと思いますし、また、あと市のほうは今議会で提案させていただいております機械の更新、新しい機械に更新していただいて、さらに新しい効率のいい除雪機で除雪作業等をしていきなり、両面から対応していきたいと考えているところでございます。

それから、あと2点目の除雪の仕方の練習といたしますか、訓練が必要じゃないかということでございますが、これまで経験をしている方の運転をする方をお願いをして除雪には十分技術を持ち合わせた方をお願いしているところでございますが、ただ、一方去年度といたしますか、ことしの3月には朝3時、4時から急激な降雪と、そしてまた、日中の降雪ということで我々も経験の中では珍しい雪の降り方だったものから、むしろ除雪よりも何といたしますか気象条件等を常に情報を提供しながら運転してもらうといったこと等に去年は反省点としてございましたので、そういった部分を重んじながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 市営住宅にかかわって1点お伺いしたいんですが、もとの給食センターの跡地といたしますか、あそこに市営住宅が建設されたわけですが、そのとき建設業者の皆さんに何といたしますか、アパート経営なんかをしている業者の皆さんにアンケートを取ったように当時、私は聞いていたんですが、そのアンケートを取ったけれども、その内容はどこかに発表したのか、それとも全くアンケートを取ったきりなのか、何かその辺のところ、私の聞くところによるとどこにも調査を取ったようなんですが、その調査結果を発表された形跡がない。今はもう建設されておるわけですから、今さらのごとくなんですが、ただ、その取り扱いをどのようにしたのか、お尋ねいたします。

○委員長（中塚佳男君） 佐々木建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木成人君） 建物を建てたときに業者のほうからアンケートを取ったということでしょうか。建てる前にですか。

今、ちょっと資料を持ってきておりませんので、資料があれば、ちょっと私のほうで、私の記憶なんです

けれども。書類的には見たことがないものですから。業者からアンケートを取ったという情報については私は記憶してございませんけれども。もし、あれば、今、聞いてみたいと。

○委員長（中塚佳男君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 私は業者の名前を上げていいものかどうかわかりませんので、業者の名前は上げませんけれども。久慈でも大手のほうの業者になりますが、その社長さんから、そういうアンケートを取ったのにその結果が全然発表をしたとか、そういう話が一切出てこない。なぜなんだろうなという、いつか疑問を投げかけられたことがございますので、今、それをお尋ねしたわけでございます。

○委員長（中塚佳男君） 晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 住宅の建設にかかわって業者からのアンケートを取った、その結果ということでありますが、そのアンケートの内容、これはその建物をつくって、管理とか経営、そういったものが業者ができるかどうか、そういったもの等のアンケートを業者から取った経緯はあります。ただ、そういったのを総合的に勘案したときに市のほうの直営のほうがやれるということになったものであります。PFIといえますか。業者と行政がともに、業者から建物をつくってもらって、失礼。PFIにかかわってその内容が妥当かどうかということを検討するために取ったアンケートであります。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 山田委員。

○山田光委員 147ページの土木費の原材料費の中に、これ市民協働の道路維持の原材料費も入っているのかなと思っていましたが、もし、入ってないとすれば、例えば生活道の砂利敷きがここに入っていると思うんです。原材料購入の。そうなってくると、その生活道路の砂利敷きの部分が1,000万ぐらい予算を取っているんですが、その部分が幾らかかっているものか。

そして、私の経験と市民からの要望でございますけれども、月曜日から金曜日まで現地に砂利敷きをして、原材料を配布していただいて大変速やかな対応は感謝しておるわけですが、日曜日とか、時に現地にストックしておけばいいんですが。そうすると機械があればいいんですが、機械がなければ手でやるかってなれば大変なので、これを日曜日にも現地に皆さんが今、

共稼ぎが多くて、年寄りが高齢者ばかりで対応できないところもあるようなので、できれば、市も日曜日に住民の方々の協力、若い人たちも含めて働いている方々から協力していただいてというような体制をとれば、地元でも楽だということではありますが、これについて日曜日の原材料の支給の仕方を何とか考えていただけないかなという質問でございます。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） ただいま2点ご質問をいただきました。

まず、第1点目は道路維持の原材料費のことでございますが、ここに掲載されている原材料費の中には一般的な道路維持費の原材料費と、それからあと市民協働、地域の皆さんからご協力いただきました市のほうから材料等を出す部分もあわせて、ここには計上になっているものでございます。

それから、2点目の生活道等への砂利の提供を日曜日の対応も検討できないかということでございますが、市民協働等についてはやはり住民からの労力の提供等もございますので、大体大方土日の作業となつてございます。それ以外の材料の提供につきましても、やはり現地での対応がやはり日曜日でなければだめなのか、その辺は地区地区と、いつも日曜日というのもやはりなかなか難しいところもあるんですが、そういった状況をどうしても日曜日ってところがあるのか、その辺は地域地域と相談をしてみる、検討はしてみたいと思います。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 145ページ、道路橋梁費の委託料の長寿命化修繕計画策定業務、これたしか橋梁、橋の部分だと思うんですが、約300という橋が対象だというふうにはお伺いしてはいますが、これの修繕計画の委託だと思っておりますけれども、これは成果品としてもう出ているのかどうか。出ているとすればいつの時点で公表していただけるのか。やっぱりその地域、地域に住んでいますから、この橋はどういうことなのかということをやっぱり情報として知る必要があるし、住民にお知らせをする必要があるんじゃないかというふうには思うんですが、お聞かせ願いたいと思います。

それから、149ページ。市道等登記業務委託料249万

9,992円とあるんですけども、これはいわゆる買収して新設となったところの登記業務なのか。

それから、買収以前の例えば、山岸線等もそうなんですけれども、寄附行為で道路をつくった時代があります。その時点の登記ができないままずっと来ている部分があるんですが、その路線ごとに未登記の部分の調査はできているのか。いわゆる寄附行為で道路をつくった部分の未登記の実態をつかんだ上で、その市道の登記、市の財産としての登記の業務がきちっとなされてきているのか。あるいは全然残されているのか。今度のこの決算ではどの部分の登記業務なのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、これは公園の委託料にかかわって聞きますが、あちこちの公園を例えば、ここで言えばあすなろ公園の業務委託とか、それから施設管理委託料437万4,000円計上されていますが、いろんなところの公園が地域に委託されていますよね。そこで、先日市道寺里生平線の頂上付近にゴルフ練習場がございます。多分行っている方が多いかと思いますが、その手前左側カーブを過ぎたところに公園がありますよね。あの公園については実は非常に立木が伸びすぎて夏井町の方から何とか整備してくださいというお話がありまして、土木の維持係でお願いしたらやってくれたようなんですけれども、あれはずっと直営で管理していくのか。それともあるいは寺里町内会とか、夏井町内会等に委託していくのか、あそこの公園の管理のあり方について、どうお考えになっているのかお聞かせください。

以上です。

○委員長（中塚佳男君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） 3点ほどご質問をいただきました。

まず、第1点目の市道の橋梁の長寿命化計画でございますが、この計画は21年度、22年度で完成させたいということで動いているものでございまして、昨年度の部分については完成はしておりますが、今年度さらに終わっていない部分の橋梁の長寿命化計画を立てまして全体の計画としてまとめていきたいと考えているものでございます。

それから、2点目の市道等の登記委託料の中身ということでございますが、この登記委託料の部分は新たに改良する道路ということではなくて、現在ある道路で俗に未整理地というところでございますが、まだ登記がある

事情で済んでなかったといった部分を登記事務を行ったものでございます。

それから、3点目の寺里から夏井に行く道路、市道寺里生平線になるわけですが、通称広域農道といっているわけですが、頂上の手前に道路の施設としてポケットパーク的につくった公園がございまして、それは道路のほうで管理しておりますが、特にもことしにつきましてはこのように温度が高かった関係で草が生い茂っている状況でございましたが、草刈り等をしたところでございます。

今後の管理の方法につきましては、寺里、夏井町の中間地点といいますか、寺里寄りにはなるんですが、集落から離れている関係もあって町内会等にも課題もあろうかと思いますが、これは今後検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 そうしますと1点目の長寿命化の関係は22年度完成するという事は、22年度完成後は公表していただけるというふうに思っていますが、それでよろしいのか。

それから、市道の未登記の関係ですが、いわゆる寄附行為を受けて市道を改修した当時の分の調査は現時点できてないのかどうかということです。例えば、それがいってないと、線が出入りが出てくるんです。結局、市のものになっていないと個人の人が土地を売買して売ったとします。そうすると、ぎりぎりまで売っちゃいますから、買った方はその事情を知りませんから、出ちゃうんです。法面というか、道路いっぱい買いますから。そういった非常に不都合な事態が発生しております。線ごとにいずれそちらでは寄附行為でやった市道工事がわかるわけですから、これは路線ごとにきちっと調査をして整理していかないとだめだと思うんで、その点、この250万何がしのお金じゃ到底おぼつかないわけですが、そういった意味ではきちんと調査をして計画的にやっていくということをやらないと、このままで行くと未来永劫市の未登記のまま続くというふうになりますから、そういう寄附行為でつくった路線が何路線あるのか、私は承知していませんが、そちらでは承知していると思うんで、その実態も含めてお聞かせください。その方向をお聞かせください。

○委員長（中塚佳男君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） まず、最初に第1点目の橋梁の長寿命化の公表についてでございますが、これは補助金等もらっている部分もありますし、あと計画の公表という観点もございますが、いずれ国のほうからは計画ができた段階で公表すべきということを言われていますので、計画がまとまって国と協議ができた段階ではホームページ等に掲載することになるかと考えているところでございます。

それから、2点目の市道の未登記部分の調査の実態ということでございます。これは大変難しい課題でございます。これまでもいろいろ住民からの通報なり、そういったものに対応しているのが実態でございますが、調査には莫大な労力、資金等もございますので、すぐにはというのは困難かと思いますが、いずれ住民の皆さんから家の建て替えとか、あるいは周辺に擁壁をつくるといったとき等は市のほうに協議が来るようになってございますので、そういった部分を重んじながらいずれ未整理地の解消に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 いや、課長、今のその市道の未登記の部分の今の答弁では、22世紀までかかってもゆるくないという気がしますよ。やっぱり寄附行為じゃなくて買収になってから10年経ちますか、15年。いずれ近年はすべて買収ですよ。工事しています。何年か、何十年ってちょっと正確に言えませんが。寄附行為でつくった経緯もございますね。その経過はそちらでご存知なわけですから、例えばこの路線についてはことし調査をやりますという計画性もってもらわんと、寄附行為でつくった路線が何線あるかということがひとつ必要だと思います。そして、もう一つは今年度あるいは何年か後に、今年度はこの路線の調査をしたい。そして、登記に生かしていくということがないと、今の答弁では本当に100年経っても終わらないような答弁になりますので、いずれ寄附行為でつくった道路の路線について、まずは明らかにしていただきたいと思うんですが、いかがですか。何路線あるのか。

○委員長（中塚佳男君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） ただいまの道路の登記の関係のご質問にお答えいたしますが、先ほどの答

弁の中では住民のほうの皆さんからのお知らせをいただきながら対応するというのを答弁申し上げたわけでございますが。確かにその対応は当然必要なことでありますし、計画的にということでございますが、いずれ未整理地である部分等が情報を提供いたしますので、その中からやはり計画的には未登記解消に向けての努力は努めてまいりたいと思います。

あとその市道はどれぐらいあるかということ自体の調査にも相当な時間がかかりますので、ここで数字は正確にいつまでに出すということは非常に難しいわけでございますが、いずれそういった未登記解消に向けての努力は続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 市道と今度の八戸自動車道にかかわってですが、今の質問にかかわる同じようなパターンになるわけですが、八戸自動車道の用地測量をなされて、用地杭の確認に私に立ち会ったわけですが、牧野組合の組合長として。そして、いわゆるそのとき、私の牧野組合の土地から旧ポリテックの跡地にかかわってずっとあの辺をかかわりがあるもんですから、境を歩いたわけですが、これは当局からも出向いておりましたので、当然そこは認識していると思うんですが、市道が個人の用地まで入っているんですよ。個人の用地に市道が入っている。実際の道路はですよ。

これは今度の用地買収がもう大体9月の中ごろになればどの場所に道路が、大体中心点がどこにいくんだというものが大体わかるという話、現地の説明でしたので。これが用地買収に入ることになれば、当然重大な問題になってくるわけですが。例えば、極端な話をしますが、旧ポリテックの跡地の建物の中間のあたりといいますか、大体そこで市道が、今の現在の側溝のところだから4メートルぐらいポリテックのほうに市道用地が入っているのかな、側溝のあたりから4メートルぐらい、最大ですよ。びっくりする話ですよ。

ただ、それは旧ポリテックさん側も来た担当の方もそこは認識してなくて、はあというような話をしましたけど、実際本当なんですかって首をひねっていましたが、それは本当の話です。用地が測量してちゃんと杭がありますから。

例えば、北野の一番はずれにある上村さんのあたりにあそこ一番北野の堀切側にある最後の家になるわけ

ですが、その反対側に道路の縁に赤松があるわけですが、あれは柄沢さんという人の松になると思うんですが。その舗装が赤松が舗装の、立っているわけですよ。これは当局もご存知だと思うんですが。そこまで個人の土地がいついっていますよね、たしか。私は地主じゃないから、そこまで、その地主の方もそこをどうこうというその時点では話はしませんでしたけれども、はあっていったぐらいいして、地主の方々はみんなそこまで把握してなかったようですね、ただ、これから金銭の問題になってきますので、当然これは大きな問題になってくるだろうなあと。その辺のところを当局は当然あの時点で把握したとは思いますが、これからどうなるものか。その辺の大方の見通し、その辺のところを聞かせいただければいいなと思えますが。

○委員長（中塚佳男君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） ただいまの八戸自動車道の久慈北道路、いわゆる夏井町鳥谷から侍町桑畑までの区間の道路の整備にかかわっての用地のあれでございますが、現在、久慈北道路のほうでは道路が通るであろう、その土地の境界の個人個人の境の測量を終わらして、その立ち会い作業をする、今、状況でございます。

それで、個人個人の土地の境の、これでよろしいですかという部分と、それから我々のほうも道路管理者としての立ち会いといった部分で、今、木ノ下委員がおっしゃられました部分等も判明してきたところでございます。この調査にも国のほうで金をかけてやって、判明したところがございますので、これらの処理については今後、いずれ対応していかなければならないということ認識しておりますし、今後、境の部分等を住民の方にお願ひする事務等を進めていかなければならないといった、考えております。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 もう少し踏み込んで話をしますと、いわゆる道路のつくり直してというのが考えられることになりませんか。その辺のところ質問を終わりたいと思えますけれども。

○委員長（中塚佳男君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） 市道のほうのつくり直しというところまではいかにように我々努力しなければならぬと思っておりました。つくった当時は了

解をいただきながら進めてきたものと我々も考えておりますので、今の状態を道路を維持することを基本的に地域住民との話し合いをしながら久慈北道路といえますか、自動車専用道路の買収等に入っていくように我々も努力しなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 1点だけお聞かせください。

道路の維持管理に関連して、以前、聞いているんですが、まだ進んでないようですね。寺里のサンホームズさんが分譲した土地があるんですが、それでその土地が斜め、三角に入って、それがその境界が現在使っている市道のところに来ている。市道の中に境界点が来ていると。以前から、その分譲の時点も言ったし、分譲したからもう個人のものになっていますから、個人と相談をして境界のやり取りをして線引きをきちんと現在の市道のラインは確保しながらやってほしいということで申し上げてきた経緯があります。その後、あるとき聞きましたら、その寄附をしていただきたいというような話が実際聞こえてきたんですね、担当のほうから。しかし、個人の方がもう分譲している土地を買った土地が、今言ったように境界が市道の中に入っていると。じゃ、その入った部分を寄附してくださいよって、そんなことじゃ話は通じないだろうということをおっしゃっているんですけれども。やはり、その現在持っている土地の所有者に対して、きちんと買収をするから協議に応じてくれという話の進め方でやらないと、市道がきちんと確保されないというふうに思うんです。

もう既にその土地には家が建っていますが、ちょうど田面酒店から真っ直ぐ西側に行く道路ですけど、あそこは非常に出入りが激しいところなんです。旧地主はあそここの寺里の市道をつくるときに、残念ながら当時は寄附の時代でしたから、1平方メートルもひとつも協力をしなかった土地なんですけれども、現在、民間の業者が分譲して既にもう家が建っていますから。ぜひ現実、寄附行為で解決するんじゃないかと、売買をしてきちんとやるという方向を打ちだしてほしいなと思うんですが、依然としてまだ解決になってないと思うんですけれども、その状況についてお聞かせください。

○委員長（中塚佳男君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） ただいまの寺里地区の市道の用地の問題にかかわってのご質問にお答えいたします。

これまでも民間の業者の分譲した部分で道路が以前は田んぼ等があった場所なわけですが、その舗装がなされているわけですが、ただ、そののり面等が今水平になっている関係で、民地のほうが出っ張っているような感じに見える場所が確かにございます。

それで、これまでも地主の方と寄附のお願いも含めながら、いろいろお願いをした経緯はございますが、いずれ道路の改良とか、そういったものを入れる、もし、チャンスがいつかの時点であるのであれば、そのときお願いできないものかといった相談等をした経緯がございますが、これについても今後、そういった買取とかあるいは用地の確保の別の手法等の環境が整い次第、また、お願いをしていきたいと思っております。現状は今、買取というところまではたどり着いておりませんので、そういった環境ができ次第、またご相談を申し上げたいなど考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 城内委員。

○城内仲悦委員 現場は宅地開発するときに途中まで民間業者が側溝を入れてますよね。その側溝を橋のほうに向かって境になってますが、そこに側溝を延長しながらやはり、その延長のところに市道に入っている部分があるわけですから、調整をしていただければいいのではないかとこのように思いますし、その側溝までの舗装もまだできてないんですね、完全に。そういった意味では現場をきちっと見ていただいて、その側溝整備をしながら地権者との交渉をきちっとやって整備をしていただきたい。あそこは通学路ですので、ご承知のとおり毎日100名を超える児童が通りますし、自動車もかなりの台数通りますから、そういった意味では本当に危険な場所でもありますから、整備を急いでいただきたいと思うんですが、本当に解決する気になれば、すぐできるし、その気にならなければいつまでもできないということになりますから、ぜひ、これはご承知のように側溝整備とあわせて、いずれ改善をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（中塚佳男君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） ただいまの再度の質

問でございますが、今言われたように久慈小学校の周辺ということで通学路で子どもたちが多く歩いているという環境も承知しておりますが、いずれにいたしましてもその整理のできる環境が整ってはじめて相談に行けることとなりますので、そういった部分の努力は惜しまないで努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

9款消防費、質疑を許します。梶谷委員。

○梶谷武由委員 消防無線のデジタル化のことについて対応状況、平成28年度までに消防無線のデジタル化というのが行わなければならないわけですが、そのところについて伺います。対応状況、どのようになっているか。

○委員長（中塚佳男君） 繁名消防防災課長。

○消防防災課長（繁名勝男君） それでは、消防無線のデジタル化についてご質問いただきましたのでご答弁申し上げます。

消防無線のデジタル化については消防本部のほうで基地局、固定局が消防本部にございますので、消防本部のほうでそちらのほうを整備して、当市のデジタル化についていうんですか、無線は移動局、消防団が積載している移動局でございます。その消防本部の動向を見ながら、市のほうで対応したいなというふう考えております。

なお、デジタル化の関係は岩手県、県内統一した形で、今、業務を進めているというふうに向っております。

以上でございます。

○委員長（中塚佳男君） 質疑を打ち切ります。

~~~~~

#### 散会

○委員長（中塚佳男君） 委員の皆さんにお諮りいたします。この際、本日の審査はここまでとし、以降は明日8日、審査を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中塚佳男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

本日はこれで散会します。

午後3時40分 散会